

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 12 月 15 日（水曜日）

---

議 事 日 程（第3号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第103号 日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結について
- 第4 議案第104号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 第5 議案第105号 四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について
- 第6 議案第106号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第107号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第108号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第109号 四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第110号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第11 陳情第3－7号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第11まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（16名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 酒 井 祥 成 君 | 2 番 | 槇 野 章 君   |
| 3 番 | 林 健 三 君   | 4 番 | 古 谷 幹 夫 君 |
| 5 番 | 緒 方 正 綱 君 | 6 番 | 武 田 秀 義 君 |
| 7 番 | 吉 村 アツ子 君 | 8 番 | 下 元 昇 君   |

9番 水間 淳一 君  
11番 岩井 優之介 君  
13番 堀本 伸一 君  
15番 橋本 章央 君

10番 中屋 康 君  
12番 田邊 哲夫 君  
14番 村井 眞菜 君  
16番 味元 和義 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|                  |           |              |           |
|------------------|-----------|--------------|-----------|
| 町 長              | 中 尾 博 憲 君 | 副 町 長        | 森 武 士 君   |
| 政 策 監            | 大 元 学 君   | 会 計 管 理 者    | 清 藤 泰 彦 君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 熊 谷 敏 郎 君 | 危機管理課長       | 西 岡 健 二 君 |
| 企 画 課 長          | 川 上 武 史 君 | 農林水産課長       | 池 上 康 一 君 |
| にぎわい創出課長         | 小 笹 義 博 君 | 税 務 課 長      | 吉 岡 範 満 君 |
| 町 民 課 長          | 本 山 桂 三 君 | 建 設 課 長      | 竹 内 幸 喜 君 |
| 健康福祉課長           | 長 森 伸 一 君 | 高齢者支援課長      | 三 本 明 子 君 |
| 環境水道課長           | 小 嶋 二 夫 君 | 教 育 長        | 山 脇 光 章 君 |
| 教 育 次 長          | 浜 田 章 克 君 | 生涯学習課長       | 林 瑞 穂 君   |
| 学校教育課長           | 岡 英 祐 君   | 農業委員会事務局長    | 西 田 尚 子 君 |
| 大正・十和診療所事務長      | 国 澤 豪 人 君 | 特別養護老人ホーム事務長 | 三 宮 佳 子 君 |
| <u>大正地域振興局</u>   |           |              |           |
| 局長兼地域振興課長        | 北 村 耕 助 君 | 町民生活課長       | 田 邊 真 司 君 |
| <u>十和地域振興局</u>   |           |              |           |
| 局長兼地域振興課長        | 富 田 努 君   | 町民生活課長       | 細 川 理 香 君 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓也 君  | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 4 回四万十町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に13番堀本伸一君から遅刻届があっております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

12月 8 日に第 4 回定例会の会議録署名議員として13番堀本伸一君を指名しましたが、事故のため遅刻でありますので、本日の会議録署名議員として14番村井眞菜君を追加指名します。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 2、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

5 番緒方正綱君の一般質問を許可します。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。9 月中旬に四国を横断した台風14号で本町の東又地区、そして、沿岸部の興津、志和両地区が、観測史上初めてとなる 6 時間連続雨量302ミリという、かつて経験したことのない集中豪雨により、大変な被害を受けたことは、皆さんの記憶にも新しいかと思います。被害を受けた地域、被害に遭われた皆さんには、心よりお見舞い申し上げます。

今回の質問は、災害対策についての質問です。その中で、台風14号に関する質問と、地震津波対策、吉見川浸水対策について質問をしてみたいです。通告書に沿って質問しますので、私の質問をしっかりと受け止めてくれる答弁を期待しております。

最初に台風14号に関する質問です。冒頭でも申し上げましたが、観測史上過去最高の集中豪雨でした。被害については、東又地区と沿岸部の興津地区と志和地区に被害が集中しております。本定例会初日の町長の行政報告で、被害の報告がありましたが、その中で、東又地区、興津地区、それから志和地区の主な被害状況について、3 地区とも被害の内容は少し違っているかと思うしますので、お尋ねします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） この度の主立った被害地区の被害状況についてお答えし

ます。

まず、東又地区における被害ですが、東又川の氾濫により、黒石地区を中心とした農地や農業施設の浸水及び流木等の流入が見られ、非住家も合わせた家屋等への浸水被害については、床上が3件、床下が7件の報告を受けております。

続いて、興津地区では、興津坂の土砂崩れにより孤立状態があり、後川の氾濫や道路にあふれた雨水による農地や農業施設の破損、附帯施設の流出や浸水による被害にあわせて、家屋等の浸水被害は床上、床下とも、1件ずつの報告を受けております。

最後に志和地区です。こちらも志和坂の土砂崩れにより、台地部並びに隣の中土佐町との行き来ができない状態となっておりました。また、志和川に流入する支流に大量の土砂が流入、蓄積し、農地や住宅地などにあふれ出した状態でした。町長の行政報告でもありましたように、志和橋川崩落による断水、漏電による停電の被害に合わせて、家屋等への被害は床上5件、床下31件の最終報告を受けております。併せて人的被害等についてはなかったとの報告です。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 3地区の主な被害について伺いました。それでは、災害発生後の町、行政の動きについて、災害発生後の対応と復旧作業はどうであったか。家屋の浸水被害と後片づけ、堆積土砂の取り除きあるいはビニールハウスや農地の被害の対応について、お伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 台風が来ました翌18日の土曜日の午前中より、危機管理課と町民課を中心とした町民生活班で、現地調査に入りまして、全体の被害状況の確認を行いました。復旧作業には地域住民をはじめ、社会福祉協議会や窪川ボランティア協議会、消防団、四万十町環境・雇用創出協会等にご協力いただきまして、町職員共々復旧作業に当たり、おかげをもちまして、9月24日の金曜日には災害ごみの搬出並びに浸水箇所の消毒を完了することができました。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 建設課としては、発生時、特に被害の多かった東又地区と沿岸部の興津地区、志和地区など現場に行き災害状況調査を行いました。

その結果、直ちに措置の必要な河川へ流入し、堆積した土砂の撤去を地元の建設会社に即座に依頼し、また、地元建設業協会の協力も得てしゅんせつ工事を行ったところです。

農地農業用施設についても、災害調査、測量を随時行い、今週月曜日から行われています災害査定に間に合わせる形で、対応しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） それでは、最後に、農林水産課からビニールハウスの関係についてお答えします。

今回、興津地区では、ミョウガ、ピーマンのハウス41棟という甚大な被害を受けましたけれども、これに対して、早急に復旧が必要なミョウガの培地、これヤシガラですけれども、JAの部会で対応する上で、人手不足ということから、高南地域営農協議会、これは関係機関で構成しております会ですけれども、その一員として農林水産課職員2名が協力員として従事したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 3地区の被害に対しての対応についてお伺いしました。その中で災害ごみの片づけや浸水家屋の掃除では、町職員それから社会福祉協議会、窪川ボランティア連絡協議会の会員の方々の協力があつたと聞いております。

また、志和地区の土砂取り除きについても、地元の業者が中心となり、建設協会の応援もあって、応急的な除去はほとんど終わっていると。私も現地へ何回か足を運びましたので確認はしております。

ただ行政とボランティア、社会福祉協議会との連携がうまくかみ合わなかった部分もあったと耳にしましたので、その点について伺いたいのと、町の動き、対応について感想をお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） ボランティアとの連携不足についてお答えします。

確かにボランティアとの連携については、議員おっしゃるとおり、町側での復旧作業に対する情報が整理できていなかったこと。また、現地で調整を行う職員を配置できなかったことが、連携の不十分な状態をつくり出したと痛感しております。

先日、台風14号水害に対する振り返りの会を町の中で行いました。実際、災害対策本部

を一遍解散したから、こういうことが起こったと思っておりますので、町長共々、再度確認を行って、こういうことがあったときは再度、災害対策本部招集を行うことを確認したところです。

今後は早期の情報収集を行う上で、必要な情報の共有が行えるように対応したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 災害時には、特に社会福祉協議会とも連携を密にとって、特に連絡がしっかり取れることが大事かと思います。私もその場で社会福祉協議会からもちょっと相談も受けましたが、その時点では連携がとれていないとは私も感じなかったんですが、後日、社会福祉協議会から、そういう話をちょっと小耳にしたので、質問に上げてみました。

東又、興津、志和の3地区の災害の分析について伺います。かつてない集中豪雨によって、被害が集中したのは百も承知ですが、被害の内容はそれぞれの地区でも違いがあります。地形の形状、面積や人家の密集具合、また、農地の分布についても違います。様々な条件がそれぞれ違うわけです。そういった観点で見れば、今後の災害対策への課題にもつながってくるかと思います。

そんなことも含めて、今回の災害の分析について、先ほどの3地区の被害内容の質問とも重なる部分もあろうかとは思いますが、分析についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 災害の分析についてお答えしたいと思います。

今回の災害は、高知地方気象台から警報等の事前情報が全くない状態であり、町としては無防備で迎えた災害という、風水害の特殊なケースだと分析しております。

ただ、今回のケースに限らず風水害の土砂災害でも、地震による崩落などが起こったときに、避難所への資機材などを届けることができなくなることが、今回のことで想定できましたので、まず、今回の災害により受けた教訓としては、孤立する恐れのある興津地区、志和地区の避難所においては、資機材を常備してもらうよう現在対応を行っております。

また、内水処理が必要な箇所が興津と志和の両地区で確認されており、家屋等への浸水被害が起こらないように、排水ポンプによる内水を処理する方法も検討を行っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 分析をさらに行い、今後の災害対策の教訓にしていきたいと思います。

次の質問は、今後の対策についてです。先ほども申しましたが、ある程度の復旧は進んでおりますが、まだまだ完全ではない。むしろ、これから災害査定を受けて復旧の予算を組んで、工事発注から完成まで、経過を見るものが相当数あるのが現在の状況です。

今後の復旧、土砂の取り除き、農地に残った漂着物の処理、また、農地の復旧、あるいは農業施設の復旧などの事業、様々な復旧事業が数多くあります。町長は災害発生後、現地を視察したと思います。議会の産業建設常任委員会も現地視察をしておりますが、なかなか町単独では処置できないこともかなり上がってきております。河川の堆積土砂の除去、道路の崩落危険箇所の対策、砂防堰堤の新設など、県の協力が必要になってきます。今後の対策についてどう進めていくおつもりか、考えを伺います。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 今後の復旧については、国庫災害補助及び単独災害の事業を活用し、事業に乗らない災害についても、補助金による対応を含め、復旧を進めていきたいと思います。

県河川においても、土砂の取り除きを行っていただいているところですが、まだ残っている部分も多数あります。これについても、東又川、与津地川や、興津の後川、志和川の土砂の取り除きを今回の補正予算に要望しております。そこで順次実施することとなっております。また、高知県に対して、土石流や土砂の流出を抑えるため、必要箇所の上流側への砂防堰堤の設置なども要望しているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今後、県とも、さらに連絡を密に取り合い、災害復旧に努めていただきたいと思います。今後の災害復旧の対策について伺ったところですが、次に、老朽空き家対策についてお伺いします。

志和地区の災害現場で気になる点がありました。それは、居住実態のない、長年放置された老朽空き家対策であります。志和地区において水路の流路、流れを阻害している老朽空き家が見受けられましたが、どう対策を取るのか。地域としても大変苦慮しております。今回の水路に土砂が堆積した一因とも推測しますが、もし、災害の要因となるなら

ば、早急に手を打つべきと考えます。地域住民の不安にどう対処するのか、考えを伺います。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 私も現地で地元の方にお聞きし、確認した空き家がありました。確かにもし倒壊すると、水路をふさぐ形のものが見受けられました。そこは増築された部分でしたが、災害の拡大の要因になることが危惧されるものに対しては、ほかのものも含め、地域の方にも協力をいただき、解決に向けた協議ができる方を何とか探し出して、もし倒壊などで被害を与えた場合のことと、この先、特定空き家に認定された場合の負担の増など、状況説明を行い、補助金などを活用して解決していくよう働きかけを強く行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、課長答弁ありましたが、地元も苦慮しているんです、現在の状況で。今回災害があったというだけでなく、私も以前から老朽空き家、危険家屋については言ってますが、なかなか町としても手を出せないこともあります。今回みたいな災害の一因となるようなことになれば、町が前に出てやっぱり考えていかないかんと思います。そこら辺は町長判断がかなり大きいかと思います。これについて町長、どんなお考えか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 老朽家屋の取り除き、取壊し等々、本当に今、大きな課題になっています。今回の災害はもとより、様々に南海トラフ地震の発生に当たっての避難路の遮蔽も踏まえて、今後やはり公的資金を投入することは、かなり整理をしてやらなければならないと思います。基本的に個人の資産ですので、その辺も含めながら、また、相続人等々との話し合いもしながら、特に今回の災害現場においては、南海トラフの津波の浸水地区でもありますので、そういったところをまず重点的に、相続人に当たりながら、今構えておる空き家の取壊し等々の事業が活用できないかも含めて、研究したいと思います。

まずは津波浸水想定区域になる興津、志和地区を重点的に調査して、今後そういった、新たな町としての対応を、必要な部分においては検討しながら進めていきたいと思いますが、まずはその入り口として、本当に公的資金、公共の財源を投資するという視点の中で、かなり整理しなきゃいけない部分がありますので、引き続き我々も検討したいと思

いますので、議員にもまたいろんな視点からご示唆いただければと思います。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） もう一点だけ、その件に関して、目に見えて、ここが災害の一因であると、最大のネックであるという場合に、強制撤去はあり得るのかどうかについて伺います。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 私が地元の方とも接見しまして、外観目視したところ、そのお家はすぐに倒壊する危険性はまだ低いのではないかと感じたんですが、それでもなお調査した結果、危険性が高い場合は、空家対策特別措置法の特定空家へ指定し、法的措置を実施していく方法もありますけれども、費用の回収が見込めないまま、法的措置はとならないように、相続人、そのほか解決できる人を探し出して対応していきたいと思っております。空き家の中の動産の管理といった責任も生じてきますので、その辺も研究して、災害の最大の起因にはならないように進めていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今回の場合、もし続けて大雨なりが来た場合は、また、あれ以上の災害を招く危険性がありました。実際には集中豪雨はあれきりだったんですが、もしもということ、やはり地域の住民の方々はかなり心配されておりました。

志和地区の地形は、課長もご存じだと思いますが、そういった場合に土砂が堆積したところへ、また2次的に出てくると、今度は下流の民家とかが破壊される危険性があるわけです。そういうところも十分考慮していただき、撤去なりの措置を考えていただきたいということで、空き家対策の質問は終わります。次に、浸水被害を受けた家屋、被害に遭ったハウス農家、農業者への支援はあるのか。また、農地で発生した災害の取扱いについて、伺います。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 浸水家屋の支援で、家屋の分にお答えしたいと思います。

この度の浸水による一般家屋への支援については、災害ごみの撤去などの人的支援を行ったところですが、町としては金銭的な支援はありません。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） それでは、私から農家への支援でお答えします。

今回の作物部分については、共済組合が取り扱う共済保険ですとか、予定されていた収

入が減少することに対する収入保険の対応となります。この両保険は、農家をご自分のために加入しているものですが、収入保険については、新型コロナウイルス感染症の対策にも含まれてますし、今回のような災害にも対応できるということで、町としても支援し、進めてきたという経過があります。

また、施設については、溶液栽培システムや加温機への被害対応となりますけれども、この部分については、園芸用ハウス整備事業災害復旧区分を活用して、支援することとしております。

ただいまの現状は、被災された農家に直接出向き、聞き取りをしながら必要な手続を進めています。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 農地で発生した災害の取扱いですが、あぜの崩壊やのり面の崩壊については、国の査定や起債事業に及ばないものは、今回の補正予算で要望しておりますが、農地などは災害復旧事業補助金において支援していく予定となっています。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） まず、農家についてですが、興津地区で1名、レンタルハウス初年度で、実績が全くなくて収入保険に加入できなかったのが1件あります。元来、収入保険に入っていないのではなくて、加入することができなかったんです。これに対しての支援はないのか。無利子での融資などは考えていないのか、お答えをお願いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） まず、そういった災害に対しては、各自で備えていただくのが基本であると思いますけれども、今回の件でいえば、収入保険の要件に当たらない方が1名いらっしゃるということです。収入保険の要件は、簡単に言えば青色申告の実績があるかどうかとなりますので、この新規就農者については要件に該当しなかったということですけれども、町として、別枠で新規就農者の支援を行ってまして、この方はそれに該当しますので、ある一定、収入の補填という形で支援が受けられると思います。

最終的には、そういった条件外では、農林業セーフティネット資金という、政策金融公庫が取り扱う緊急的な融資もあります。町の関わりとしては、町がり災証明を出して対象になるということです。必要な方に対しては、そのような措置をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 続けて質問しておけばよかったんですが、もう一点。農地のあぜとかは、今お聞きしましたが、流木なんかの漂着物の処理の補助はあるんですか。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 土砂となっていますので、今のところ流木はありません。  
以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 土砂の考え方で今までやってきたんですかね。河川から農地へ流木が入って来た、その除去の補助金です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 失礼しました。土砂も流木も同時に起こりますので、流木と土砂を厳密に分けることはあまりないので、木が入ったところは、うちの補助金で対応できるかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 補助金で対応できるということですね。分かりました。

次に、地震津波対策の質問をします。

県道326号志和仁井田線の改良工事について何うわけですが、質問事項には地震津波対策と記載しておりますが、豪雨災害にも関連しますので、この質問をします。

県道326号志和仁井田線と、県道52号興津窪川線については、崩落危険箇所が複数箇所点在し、今回の台風14号でも複数箇所で崩落して、興津地区、志和地区とも一時的に孤立状態となりました。このような危険箇所が点在し、孤立状態の要素がある県道の改良を急ぐべきと考えますが、中でも志和仁井田線は、興津窪川線と違って、岩盤が少ないのと岩質がもろいという特徴があります。足元が少し崩れた場合でも、上にある山の大量の土砂が崩落して道路をふさぐことが予想されますし、大規模な地震においては、到底耐えうる強度ではないのが現状としてあります。

県道復旧までの啓開日数は、県の計画では7日程度とされております。孤立状態が1週間続くということです。先ほど、救援物資のお答えもありましたが、志和地区の住民にとっては命をつなぐ道ということで、早期の改良を求めています。

この路線は県の管轄ではありますが、町としても積極的に地域と県との橋渡しはしてい

くべきだと思います。地域からの要望も出ておるわけですが、改良についての県との具体的な協議は進んでいるのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 県道志和仁井田線と県道興津窪川線については、未改良区間が多く残って、議員のおっしゃるとおり、急カーブも多く、車の擦れ違いもできない場所が多く残っています。大雨のときには山手側の崩壊や路側の決壊によって度々通行止めとなっております。

こういう状況なので、高知県へは、四万十町においても、地域と共に早期の改良に向けて要望活動を行っております。須崎土木事務所四万十町事務所によると、県道志和仁井田線については、現在、志和地区で宿ヶ谷川を渡る橋梁を含めた新道の計画を進めており、その計画が確定すれば、用地買収を行い実施していくこととなっているとのことです。

その後、橋梁及び道路構造物などを整備して、当区間の供用を図るとともに、志和坂の1.5車線の整備に向けて計画を進めていく予定だと確認しています。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、県との協議は徐々に進んできたのかなと、それから工事についても少しずつというお答えがありました。一気にというわけにはいきませんので、県道興津52号線についても、もうかなり前から毎年、工事を県から発注されておりますが、志和坂、県道326号線についても、徐々にではありますが、やはり県とも協議しながら、工程をしっかりと詰めてやっていただきたいと思います。これはもう志和地区民の声ですので、よろしくお願いします。

最後に、吉見川浸水対策についてお伺いします。茂串第2雨水ポンプ場の処理能力が気になって、この質問を取り上げましたが、最初に、台風14号において吉見川の水位はピーク時にどれぐらいだったのか。警戒水位との関係、また、橋梁の桁下との差はどうであったのか、余裕はあったのかなかったのか、そこら辺についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 吉見川の浸水対策でお答えしたいと思います。

吉見川の当時の最高水位についてのご質問でしたが、県が設置している吉見川観測点がありまして、そこは氾濫開始水位しか設定されていないようです。そこから比較して、約1.5m下までは上昇しておったことが観測されております。ただ、吉見川の警戒レベル4、避難指示の判断基準として、町で設定しております基準は、氾濫危険情報が発表され、吉

見川の水の流れが止まり、逆流が始まると予想され、一部道路の冠水が始まると予想されるときとなっております。大井野地区の観測所における氾濫危険水位は8.2mです。今回の四万十川本流の水位は、そこまでは達しておりませんでした。かつ上流の津野町では雨が収まっていたことと、総合的に状況を精査して、今回、氾濫危険情報並びに避難指示を発表するには至らず、若干余裕があったと把握しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 橋梁の桁下に若干余裕があったというのは、四万十川の本流ですか。吉見川は、最下流にある歩道橋、それから窪川新橋、本町筋の新開橋と、3橋ありますが、余裕があったという情報は、どれと押さえているわけですか。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 県の観測点は土木事務所に設置されておるようです。橋の下何メートルと押さえているところではなくて、実際、土木事務所の写真で確認するには2mぐらいはあったのではないかと。職員が目視した状態でも1.5mまではあったと、確認しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） もう一点、水位の関係ですが、目測で桁下1.5mとなりますと、吉見川の小段がありますよね。それから上には上がっているんですか。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） そこから上に上がっております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 小段から上へ上がっているというお答えでした。そうした中で、吉見川の水位の上昇に伴って、堤内に入ってくる水を止めるための遮水ゲートがありますが、遮水ゲートの閉鎖は行ったのかどうかについてお答えをお願いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 遮水ゲートの閉鎖についてお答えします。

四万十川本流水位が氾濫水位の6mという基準がありまして、それを越えたのが17日の朝7時過ぎになっております。それに伴って、窪川の消防団に、遮水ゲートの閉鎖の依頼は行っております。現地で消防団が確認をとりつつ、タイミングを図ってもらっております。

した。四万十川本流より吉見川への逆流もなく、併せて、吉見川から本流への逆流もなかった状態でした。今回14号台風においては、遮水ゲートの閉鎖をする必要がなかったという報告を受けております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 遮水ゲートの閉鎖については行わなかったということでした。

それでは、茂串第2雨水ポンプ場は稼働してたのか、お伺いします。稼働してれば、堤内、内水の雨水のたまり具合の状況はどうであったか。また、そのときの内水、雨水を処理する周辺の排水施設の状況はどうであったのか。それと、第2雨水ポンプ場の処理能力はどうであったのか、それについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 茂串ポンプ場については、9月17日に2台のポンプが稼働しております。私が確認したところ、7時半前ぐらいの豪雨の真っ最中で、かなりの量の水量が周辺の側溝や用水路から排水され、調整池U溝に入水が見られたところです。その時点では、入水している分の水量はポンプでおおむね排出されている状況でした。近隣の方にもお聞きしましたが、ほぼ同じ話を聞いております。

調整池は3.7mで満杯の状態になるんですけれども、その高さのうち、下から1m程度たまっているのを確認しております。現地の水跡を見ても、その程度だったのではないかと考えています。

ですので、ポンプの処理能力2台、毎分78.6 $\text{m}^3$ は、今回の豪雨、4時間で平均時間雨量60ミリぐらいの雨が降っておりますけれども、余裕があったと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 雨水場のポンプは稼働したということ、それから、稼働能力は十分であったという理解でよろしいですかね。分かりました。

その雨水の状況、周りの排水施設、水路、これで次の質問の中に入ります。先ほどの質問と関連がありますので、お伺いしますが、茂串町一帯の雨水を受ける水路、特に旧庁舎から西側の雨水、内水処理が十分ではないことについては、町長も以前から、吉見川浸水対策の中で、何とか対策を整備するとおっしゃられておりますが、整備の方向性が見えてこないわけです。処理能力を改善すべきということは、町長自身の頭の中にもあると思います。しかしながら、現在の状態では、至るところで水路が満水状態で、雨水がはけにくい。土のうを積んで浸水をふさいでいる家もあるようです。このような状態は一刻も早く

解消すべきですが、今後の整備計画について伺います。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 豪雨の集中により、山側からの雨水も加わり、合流する町道沿いの排水路へ突き当たって、オーバーフローしている、路面が浸水していた状況を確認しております。

来年度については、茂串ポンプ場の東側に建設予定の防災倉庫敷地に接する側溝、その周辺の側溝の排水能力を向上させる改修を同時に行いたいと思っております。調整池に直接排水できるようにしたいと考えております。そのほかにも、オーバーフローして水浸しましたけれども、今回、水路や側溝の排水能力を超えた集中豪雨でした。こういった水路や側溝の断面拡幅や勾配など、改修計画を順次とって、浸水解消に向け計画的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、課長から説明がありました。これ、時期的にということはないですけど、また来年、同じような集中豪雨があるかもしれませんし、今回の場合は特に四万十町の東側に集中しました。吉見川については、私もあまりそれほどは、水位にしても、今回は普段の台風よりは少し落ち着いて見られたのかなとは思いますが、これが今度、来年再来年、吉見川に集中するかも分かりませんので、そこら辺については、具体的な整備計画を、早急に立てられたいと思います。町長、いかがですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からご説明申し上げます。

先の議会でもご質問あったように、今、国土交通省と県と四万十町において、浸水対策調整会議があります。基本的には第1雨水ポンプ場も、そういった中での決定事項だったと思います。今、新たに方策を検討する必要があるということで、現場から投げかけておりますので、是非、第1雨水ポンプ場が今後、見込みがないと判断しておりますので、早めその代替の施設なり改修方法を検討したいと思います。早速私からまた県におつなぎして、調整会議の開催と併せて、今日ご質問いただいた今後の対応策について、その中での議論をして、今後の方向性を決めていきたいと思います。

ただ、当面、来年にまた豪雨、出水という危機感もありますので、なるべく早く、茂串町地区の町有地として確保した土地に防災倉庫と、併せてポンプ車の設置をします。2年前でしたか、ポンプ車の派遣を賜りました。依頼して高知河川国道事務所から来ていただ

いているんですが、2時間かかります。早めの対応ということですけど、やはり我が四十町においてしっかり1台は保有しておかないと、なかなか高知県全体に来たときには、借り入れられない状況もあるということです。そういったところも含めて、他で、当面の課題も払拭するようなポンプ車の導入と併せて、全体的な整備に向けて精いっぱい努力していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） もう一点、技術的なことをお伺いします。課長の答弁で結構です。その茂串第1雨水ポンプ場の建設計画を取りやめた経緯の中で、計画地だった一帯の雨水の流末処理について、これを分散させることは可能かどうか、一点お伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 幾ら水路を整備しても、流末でいっぱいになると増水処理はできないことから、流末分散などの流れをよくする必要があります。旧役場庁舎跡地の山手側、線路の南側にある水路も有効に山手の水を受け、その雨水を直接吉見川に処理し、できるだけ山の水が茂串町地区に回らない方策、水路を再整備するなどして、流末分散につなげ、そのほかの分も分散できるように、先ほどの基本計画とともに検討していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 技術的に可能であれば、そういった対策もお願いをしておきたいと思います。

続いて、河川監視カメラの性能について、夜間対策はできているかという質問です。吉見川浸水対策に限らず、河川監視カメラの必要性について、町長はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長から現場とおつなぎすると思って待っていましたが、私からお答えします。

従来、監視カメラ、私も9月17日の夜中に見てみました。本当に見えません。吉見川がちらちら見えるぐらいで、ほかのカメラはほとんど見えませんでした。そこには危機感を持って何とかならんのかということで、かなり解析度が高いカメラを設置すると、1台50万円、100万円、150万円みたいな情報があります。

ただ、施設の災害とか命には代えられませんので、今後において、拠点ですけども、や

はり水位を、先ほどの指摘があったように、水位を判断して氾濫の危険を予知する場所には重点的に整備していきたいと考えております。

本当に夜は雨粒がかかったりして見えないので非常にじだんだ踏んで、朝一で、対策本部を設置する前に私も川を見に行きました。対策本部を出る前に見に行きましたけども、本当にそういったところの確認できないことは非常に今回、不安でしたので、今後はそういったところも含めて検討していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今、町長の指摘にもありました。日中は何の支障もなく映像を見ることができるんですが、夜間は何も見えないと。対策は少し取られておるようですが、もっと改善策はないのか。それから、台風や集中豪雨のとき、河川の水位を確認し、先ほど町長が言われたように、避難を促すのに、この河川監視カメラは有効な手段の一つでもあります。24時間映像で確認できることが不可欠ですが、照明設備はどうなっているのか、お伺いします。全箇所だけでなく、特に重要箇所では優先順位を決めて設置したらどうかと思いますが、それについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 以前、質問にお答えしたと重複するかもしれませんが、議員より同様の質問を受けて、新たな照明設備の整備に着手しまして、現在までに窪川地域で3か所、大正地域で1か所、そして本年度十和地域で1か所整備しております。

また、今後も近くに光源がないとカメラだけを高性能にしても見えませんので、夜間モードでも河川が見づらい箇所に順次照明設備を整備していきたいと考えております。

また、雨粒等で画像が見えづらくなる場合がありますが、現在の対応としては、保守点検の中で、年に1回のペースでレンズの清掃をしております。また、台風等の風雨によってレンズに汚れが付着することもあります。その都度に、業者にレンズの清掃もさせていただいております。

今後の対応として、河川カメラ次回の更新時期が近づいておりますので、いっぱい機能がついているカメラ等も開発されております。機器の向上を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 時間残り少なくなっていまいりましたが、最後に今回の台風14号

を振り返って、教訓として、今後の災害対策にどう備えるのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 前段で担当課長から今回の振り返りもありました。先だって町の幹部職員によって振り返りもしました。

当然、その前段の情報把握、例えば水位の状況であるとかの課題があるのは今、ご指摘のとおりですけれども、災害対策本部の早期の設置が必要だと思いますので、設置してまずは現場確認する。それぞれが行くのではなくて、まずは、そういった状況を確認する体制を取って、重複しないように、一つの情報が正確に伝わるような情報の把握をすることがまず大事だと思います。

それによって、災害対策本部の今後の方向性をしっかり決めていくことが、必要だということで、今回そこがちょっとぎくしゃくしたことがありましたので、そういうところは反省しております。

早期の対策本部の設置、あるいは準備配備のもっと手前の設置、情報の共有、そして対策本部の設置以降の様々な指示が、今後、肝になってくると思いますので、そういったところを十分に重点的に成立して、正確な災害対策本部の動きをつけていきたいと思います。

ただ、今回のご質問いただいた中で、私も、今回は興津、志和、東又地区に、時間雨量50ミリを超える雨が降ったんですが、これがもし平成26年の災害のように、四万十川本流域とかの上流部に降ったときには、かなり厳しい状態になったと思います。年々にこういった状況が今増えてきていますので、私も技術者の端くれとして、当時の設計、通水断面は、排水路にしても、河川の断面にしても、そういうところがありますので、今後は、事前に改修計画が必要になると思いますので、また、その辺は議員の皆さん方のお力を借りて、住民の安全な命を守る対策を講じていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 町長から、災害対策についてどう備えるか、お考えをお伺いしました。今回の質問は、災害対策についての質問をしました。大規模な地震津波対策は重要課題です。それにも増して、先ほど町長も言われましたが、年々激変する気象条件によって、災害発生頻度が高くなることが予想されますので、対策をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（味元和義君） これで5番緒方正綱君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。10時50分まで20分間休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番村井眞菜君の一般質問を許可します。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

改めまして、おはようございます。もうこんにちはの時間ですが、私が議員になって3年目が終わろうとして、もうすぐ4年目に入ります。私は議会に入って、四万十町をより誇りに感じています。本当に住民の方々と町民と、そして、町民の方々と議会と執行部の皆さんと、一人一人の幸せのために、みんなで力を合わせて、ここでどんどんと議論を深めていきたいと思っていますし、私が新議員研修に参加した際に言われた、国は一元制ですけど、自治体は二元制で、首長と議員と住民というオール与党が地方議会であると習いました。

本当にオール与党、みんなが主人公となって、しっかりと意見を出し合って、課題も含めて、これからやっていくところも含めて、よりよい道を模索していく、持続可能な社会をつくっていくために、また、やっていきたいと思います。今年の文字は「金」となっていましたけど、本当にお金やら金やら言っていますけども、もっと地に足がついた四万十町には感謝が根づいていると思っています。本当にいつも皆さんありがとうございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

3年間かけてやってきましたオリックス社による風力発電事業について、お伺いします。まずは、この事業の概要の説明からお願いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 事業の概要で、これまでも何度かご説明したところですが、オリックス社が、四万十市と四万十町との町境付近、事業の予定場所としては、四万十町打井川以西の一ノ又風景林までの境界境の尾根筋に、300kw級の発電施設を最大49基設置して、最大出力で14万7,000kwの電力を発電しようというものです。

一応、現在、環境アセスメントとかの事業に係る手続を進めておりますけれども、運転

開始の見込みは2026年12月でスケジュールを組んでいるとお聞きしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） この事業が着々と進んでいる状況であることが分かります。その中で、この大規模風力発電事業は、関西に送られる電気を四万十町と四万十市の尾根に49基建てるという大規模なものです。そのために大きな林道を新設したりなどありますし、1事業をOKすると、それが呼び水になって次の事業、次の事業と、メガソーラーや大風力発電が次々とくることが懸念されます。

その中で、住民から心配の声が上がり、総務常任委員会の調査研究によって、住民からの請願を一部採択するに至り、住民による学習会も開催されました。また、住民による市長と町長との意見交換会もされ、署名が1万筆提出されました。

請願一部採択後の進捗状況、議会の決定を受けての状況、その後のスケジュールについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 現在の状況については、6月定例会でもお答え申し上げたとおり、風況観測塔による風況観測を実施中です。また、そのほか、地質調査ですとか、鳥類への影響の予測調査などを実施していると伺っております。

環境影響評価書などの手続については、現在方法書が作成されて、その方法書に基づく現地の影響調査が行われていると聞いております。その後の詳細な事業スケジュールについては、ちょっとこちらでは把握しておりませんが、先ほど申し上げたとおり、2026年12月の運転開始を目指すスケジュールに大きな変更はないと伺っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） このように、事業者主体でどんどんと今進んでいる状況に、大変懸念があります。災害のときの土砂の影響だとか、低周波の影響だとか様々な懸念があり、そのデメリットを受けるのはそこに暮らしている住民であり、下流域の人々であるにもかかわらず、町が主体性を持って判断できていないことがとても懸念されます。

四万十町景観計画の中には、高さ20mを超えるものは、公益上やむを得ない事情で、町長が特に認める場合以外は建ててはならないというのがありますが、町長が特に認める場合を除くということに関して、これは権力の分散がされていない部分なのではないかと、

非常に懸念されます。危惧します。町長の一声によって認められるという、ざる状態になっている現状をどのように捉えているのか、また、権力の分散をどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から考え方をお答えしたいと思います。

権力の分散であるとか、そういった独断、町長の裁量権の中でということですが、私、常に条例規定、規則どおり、町長が定めるという考え方を申し上げておきたいと思います。これは町長中尾が定めるじゃなくて、町として、町の首長として定めるとご理解いただければと思います。

その中では、私の一存でということは全く今までもありません。これはいろいろ公平性とか、様々な部分において、庁内で審議して、町長の「特に」に当たる部分においては、特任事項ですが、極めてまれですので、そういった町長の職の濫用という部分において、私は決してそういった方向で決めるつもりはありませんので、まずそこはご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） しかしながら、この議会の請願一部採択をどのように受け止めているのでしょうか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 村井議員の進行からずれたかもしれません。申し訳ないですが、それに答えたいと思います。

先ほど、進めておるという表現がありました。かねてから説明していますように、これはあくまで業者が準備書の作成において進めておるとご理解いただきたいと思います。

私はその準備書に基づいて、先だってから申し上げておりますように、当然この間の請願書の一部採択も含めて、今後判断していきたいと思います。その意見書、あるいは、意見書を出す前に業者との接触も必要かもしれませんが、そこは、是でもない非でもないということで、逃げておるわけではありませんけども、しっかりした根拠を持って判断したいと思います。町としてはまだ進めておる段階ではありませんので、準備書が提出される段階で、しっかり、前回申し上げましたように、専門家の意見も聞いて、本当にこの町に影響があるのかどうか、住民に影響があるのかどうかを、識見を有した方に判断していただきながら、私たちもそこは議会と共に、また、そういった機会も持って、研究協議す

る機会を持ちたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） しかしながら、この問題を提起したときから、町長は、勉強を重ねていくとか、皆さんに説明していくとおっしゃられてますが、そのような行動、活動を、今までにされてきましたでしょうか。お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） あくまで内部の組織の中ですけども、一定そういった事案があるたびに、研究協議もしておりますし、今の動きも都度捉えております。

いつの時期に準備書が提出されるかどうかも含めて、今後その辺をしっかりと見極めながら、町内の事案について、先だってもいろいろ情報もいただきましたので、そういった事あるごとに、内部の協議もしておりますので、それを、そういった方法で今準備しております。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 内部討議されているということで、どこまでが内部なのか非常に気になるところです。

もちろんこの事業を受けて、利益を得られる方々がいらっしゃるのは事実だと思いますし、そういう土木の方だとか土建の方だとかが、きちんと食べていける町であることは重要なことだと思うんです。そういうことを否定しているのではなくて、きちんと四万十町として主体性を持って、このような棚からぼた餅的な大きな事業ではなくて、主体性のある、自分たちの、グローバルではなくて分散型の、しっかりと根づいた、私たちのためのエネルギーをつくる方向に、事業者にも、土木関係の方にも仕事をつくっていく、仕事を回していくことは非常に重要なことだと思うし、それが政治だと思うんです。公平な移行をしっかりとしていく、その道筋をつくっていくという、それがよりよい道につながっていくし、大企業にとっても、いつかは利益になるかもしれないけど、後から、あそこの企業がこんなことした、あんなことしたと後で言われるのは本当に権力を集中させたからこういうことになっちゃう。

だから私が思うのは、中尾町長がやったとかじゃなくて、やはり権力を分散させることの重要さを、そういう支配的な権力者をつくらないために、私たちが今後取り組んでいかないといけない、権力の分散だと思いますし、内部で話し合ったのは、どこまでの内部を示されているのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 内部というのは所管課と執行部を含めた協議と捉えていただいたらいいと思います。

それで今日は本当に真剣な、一般質問ということで私、捉えておりますので、もし反問権に通ずるのであれば議長にお願いしたいと思っておりますけども、今、議員がご指摘のとおり、業者の仕事も確かにあります。それから、固定資産税の確保の問題もありますけども、それはそれとして、私はその前段の5番議員の質問にもありましたように、やはり災害とか、今後、そこに今日来てもらっている子どもたちが成人、あるいは子育てするときに、今の気象条件には、非常に危惧しています。

そういった中で、この代替エネルギー、再生エネルギーの問題が、私は一番頭にあります。SDGsの中でも13項目目にありましたよね。そういった気候変動に対するやり方とか方向性とかもあります。

ですから、そこは真剣に、私はこの関係については、しっかり精査して、我々がとる道、行政がやるべきこと、そして住民の皆さん方に相談、お願いすることを整理してやっていきたいと考えています。

そういった意味で、今この瞬間でも例えばキルギスとか、そういった新興国の方が陸地に追い上げられて、そういったこともご承知ですよね。そういった中で、確かに、両市町で四十数基ですけども、やはりそういったところを視点に当てるときには、この案件は慎重に私は判断するべきだと考えています。

そういったところで、海面上昇であるとか絶滅危惧種が増えておるとかも、石炭火力の廃止に向けての再生エネルギーの推進と私は捉えておりますので、そういった視点も考えながら、今回の案件は慎重にしっかり対応していきたいと考えておりますので、その辺はもしご示唆をいただく方法があればお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 現在における環境破壊による大規模な大量生産、大量消費、大量廃棄のこの時代における大きな問題を、四万十町もその一端を担って何とかしていかなくてはならないのではないかという、町長の正義感的のようなものを感じまして、私たちも研究してっております。

例えばバイオガスってあると思います。四万十ポーク等の話が出ますけど、ふん尿がたくさん出ていて臭いのことも課題になっていますが、そういうふん尿を利用したバイオガ

ス発電もオリックス社はやられていますし、四万十町にとって、何が本当にいいのかをしっかりと考えていく必要があるのではないかと考えています。なので、自分たちの主体性を決して譲ることなく、また、四万十町では、少子高齢化で、人を呼ぶこともできるところがどんどんと増えている中で、世界では難民の問題も大きくありますけど、そういうことにも取り組んでいける可能性のある土地柄だと思います。

なので、この請願を無視することは決してあることのないようにお願いしたいし、議会を軽視することなく、オール四万十でしっかりとこの問題に対して主体性を持って取り組んでいきたいと。バイオガスも、小水力のことも考えていけますし、しっかりと環境水道課の課長と手を組んで、また、ほかの皆さんと手を組んで研究をしていく。また、ここで足りないもの、知見が足りなければ招聘するなどの措置を取ることができると思います。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 村井議員の考え方、よく分かりました。先ほど来、質問事項にあったように、ここで作った電気を大阪へ送るという表現がありました。私はそういった近場のことではなくて、国のエネルギー事業の中で、再生エネルギーの普及が根底にあります、肝にありますので、そこを我々も考えなければいかんだろうかと。それで、いち早く石炭火力の発電をやめていただくことが世界的な課題になっております。

1週間ぐらい前の竜巻もそうですね。それぞれ本当に危険で、我が子が生活する中でそれでいいのか、そういう点を考えたときに、この案件をそのまま是とするのか、非常に私自身はもう少し勉強したいと思いますので、そういった気持ちをちょっとおつなぎしました。

是非、今後そういった視点からも、また、ご指導いただければと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 大きなメディアでは自然再生エネルギーはエコであると大きく流されていますし、そういうことに、危機感はおおるような部分も大きくあるし事実でもある部分もありますけど、大規模なやり方という、大規模に自然再生エネルギーに移行していくやり方は、地域ごとにしっかりと考えていたり、工場で使う電気はその工場で、太陽光発電等のパネルも、今どんどん技術開発が進んでいますので、そういうのを利用していけばいいんですけど、その移行の仕方が非常に乱暴ながゆえに、大きくこれは利権も絡んでいて、利権とか人事とかを見ていけば、この事業自体が本当にエネルギー問題を解決

しようとしているのかをしっかりと見ていくと、実はそうじゃないんですよ。本当に利権が絡んで、大きく税金を使うための道筋をつくっているだけにすぎないことが、学ばば学ぶほど分かってきたわけです。

そこで、四万十町では、まちづくり基本条例の中で、町長の役割をこのように位置付けています。町民が自ら考え学習できる材料を積極的に提供し、町長自身も学びの歩みを緩めず、町民とのコミュニケーションを活発に行いながら、リーダーシップを発揮して、町民と共に汗を流し、四万十町の今と将来のためにより良いまちづくりに努める、とあります。

その中で、町長は3年前にこの事業の一般質問に対して、自ら勉強し情報を収集していくと答弁されていますけど、大規模風力発電についてきちんと学ばれてきたのでしょうか。広島県の安芸太田町の広報ですが、お手元に配付しています資料の中に、広島西ウインドファーム事業の意見交換会を開催して、町民としっかりと意見交換をされています。

また、そこで考えられるメリット、デメリットもしっかりと提示されています。そして、どうしてこのようなことになっていたのかとか、その流れを経過報告にきちんと出されて、そして町長の最終的な決断、広島西ウインドファーム事業は受け入れない件について、町長の部屋というコラムの中できちんと発言されているんです。

こういうとりわけ予定地周辺住民の不安は大きく、今後、本計画への理解が深まったとしても、当該地域住民の不安が払拭できない場合、果たして我慢を強いながら進めるべき事業なののでしょうか。町民に不安があって、しかもそれに対してしっかり保障していけますかという質問に対しては、なかなか因果関係がはっきりしない限りできないということでしたけど、その因果関係を証明するのが非常に難しい。国でも認めてられてないという状況で、今、裁判も起こっていますけど、愛媛県で非常に悔しい思いをされている農家の方がいらっしゃいます。農家でなくても子どもを育てている方や、病気の方など、人より感受性の高い体質を持っておられる方は、本当に生命に危機感を感じています。

安芸太田町のように、しっかりとメリット、デメリットをはじき出して、事業の経過説明をされる意思はないのでしょうか。副町長、町長にお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 安芸太田町の橋本町長の情報をいただきましたし、勉強もさせていただきました。確かにそういう意味では、私の町の首長としての進度は遅いという批判、ご指摘もあるかと思いますが、私としたら前のめりの姿勢では決してありませんで、やは

りそういった準備書ができる段階において、土木工学、自然環境、そして様々な部分でやっぱり精査したいと思います。

それを議会としっかり共有しながら、住民の皆様方におつなぎをします。それで、ご意見をいただく。最終的に私が準備書に対する意見書を付ける段階においては、一定そういった方向で、最終的には、私が判断する時期が来るとは思いますけども。今確かに、先ほど来私のところにも意見が来ているからどうということではなくて、やはり推進の方も確かにおりますし、地権者もおります。それぞれ、こういった反対運動をして、地域を守っていいこうという思いも、しっかり私も受け止めておりますけども、私、1万6,150人に全て説明することはできないと思いますが、こういった議会を通して、本当にこの問題に対しては、こういった根拠でこういう状況があるから反対、反対の意見を出すとかということにまで整理したいと思います。

ですから、橋本町長のように早めから自分の主義主張で考え方をしっかり持ってやることも、確かに一つの方法だと思いますけども、そういった契機として、やはり、一つ一つの行動が起こって、遅いという指摘もあるかもしれませんが、それは真摯に受け止めさせていただいて、その課題ごとに整理していきたいと考えております。その辺は議員と私の考え方はちょっと違う部分があるかもしれませんが、決して独断でやっていいこうという考え方はありませんので、そこは、今後議会を通して、また、住民の皆様の意見を聞く機会をつくっていききたいと考えております。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 非常に残念な思いです。やはり地権者だとか利益を受ける方々に対して、しっかりと、新たな違うビジョンを提示していくことがリーダーシップとして必要なのではないかと。決してその地権者も、そういう山の下に住んでいる皆さんに土砂災害の恐れがあったり、ウナギやアユや様々な生き物がどんどん減っていくことに加担したいとは思っていないと思うんですよ。なので、しっかりと、主体性を持ったエネルギー開発を考えていかないといけないと思いますし、それを提示するのがリーダーシップだと思います。

話が進んでいけば保安林が解除されるわけですけど。それで、そういうことが起こったり、昨日の一般質問で3番議員も言われていましたように、大きな林道の作道が進んでいくことによって、様々な災害を誘発する人為的な要因になっていると多方面で言われています。開発や森林伐採による土砂災害は自然的な要因だけではなくて、人為的な要因、人

災とも言えます。

そんな中で、このような乱開発による土砂災害のリスクが高まって、各地で被災されている現状をどう捉えられているのでしょうか。熱海での土砂災害もありましたけど、そこにも大きなメガソーラーがありますし、それを付けるための道があって、その道にはたくさんひびが入っていたりだとか、現状を見ました。そういうふうには、許可を出すのは行政で出せてしまうんですけど、その後、被るのはそこに住んでいる住民の方々に、やっぱり住民の方々は里山とすごく近くに暮らしているので、皆さん危機感を覚えているんですよね。あんな開発したら、何が起こるか分からんという声が聞こえてきています。そういう感覚を持った住民の方がいらっしゃるのはすばらしいことだと思うんですけど、そこに応えていくためには、乱開発を止める一定の条例が必要なのではないかと思います。その辺の捉え方をお伺いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 前段で保安林の関係のお話がありましたので、その点についてまずお答えします。保安林の指定解除については、国・県の所管の許可事務となりますので、町でそれを認めるとか解除するとか、指定するとかはできないと。指定解除の際に意見書は出すことにはなっておりますけれども、最終的な決定は国・県が行います。

各地で土砂災害が起こっております。熱海の件もそうですが、保安林解除とその土砂災害に必ずしも因果関係があるとは思っておりません。保安林解除をするに当たっては、それなりの理由があって認められているものとも理解しておりますので、解除が即、災害に結び付くものではないと考えております。

災害が起こるには、先ほど議員がおっしゃられましたように、保安林解除とは別に、その土地の地形であったり土質であったり、それから開発を行う事業者がずさんな工事をしたとか、熱海の例は特に法令違反もあったようですけれども、そういった要因もあつての災害ということで、一概に保安林の解除がその原因になるとは、ちょっと捉えてないということでご理解いただきたいと思います。

それから、乱開発に歯止めをかける四万十町ならではの条例の制定というご質問がありました。開発行為に関しては、既に様々な法律で規制が設けられております。例えば国土利用計画法ですとか、都市計画法がそれに当たるとは思いますが、それぞれ届出義務ですとか、様々な規制がかけられている現状はあります。

その上で、町独自で規制するようなものも定めようとするならば、この風力発電事業に

限らず、ほかの方面にも様々な影響が出る可能性が当然出てきますので、ほかの法律の関係も含めて、慎重に検討すべきものと思いますので、軽々に、すぐつくりますとかは今のところはお回答できないと、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） まず初めに、保安林解除が直接土砂災害に結び付くとは思っていないという認識についてですが、実際にやっぱり結び付いて、つながって、土砂が崩れ落ちてきたという方がいらっしゃいます、愛南町に。今、保安林解除に対して、適正ではなかったんじゃないかという裁判をしています。国としては因果関係は説明できないということですけど、実際に受けている方がいて、実際に起こる可能性がある、起こっているんですよ。

なので、結び付くとは思っていないというよりも、まず結び付かないかどうか、リスクマネジメントをしていく、そういうのが非常に許可をする段階では重要で、そういう想像力を非常に大切にしていきたいと。自分が下に住んでいて、保安林が解除されてそこが乱開発されて、下に土砂が落ちてきても大丈夫、大丈夫と思いながら生活できるかどうかです。そういうことが起こり得るのですよね。県の土砂災害危険区域も10年前から更新されて広がってきていますよね、だんだんと。そのような状況なので、雨がどんなやら分からん、どんな風が吹くやら分からんという今の時代に、しっかりと危険回避をしていくためのリスクマネジメントをする必要性があると思います。

最後にですけど、今回渡されました四万十町総合振興計画後期基本計画の策定の中で、日本が誇る四万十川流域の環境づくりというところがあって、自然と共生する持続的循環型のまちづくりの基本方針の1、2、3の三つ目に位置付けています。

ここに照らし合わせて考えたときに、きれいな水や豊かな緑に恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路、生活環境などの基盤が整備された便利で快適なまちづくりを推進します。暮らしの不安要因を減らし、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりを推進しますとうたわれています。

こういうことを本当に重要視されているのに、この事業を許可している状況はおかしいと思いますし、このような大規模風車の問題が全国各地で起こっていて、環境省に伺ったら、ゾーン分けしてやっていく考えを持っているとおっしゃっていたので、そういう面も含めて、まちづくり基本方針と政策目標との兼ね合いを、どのように考えているのかを最後にお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 補足はまた担当課長からしていただくようにして、まずは冒頭の、今許可をしておる段階ではありません。それぞれ今の段階で考えておるのは、やはりそういった様々な私が申しあげました視点で、今後も物事を考えていきたいと考えています。

それで、今ご指摘の基本条例の中は、全くそのとおりですので、確かに今、動けというご指摘もあるかもしれませんが、先ほど来申しあげましたように、準備書等々の明示があったときに、それに照らし合わせて、住民の皆さん方にしっかり情報提供をしながら、当然議会の中でも議論があると思いますので、そこでしっかり二元代表制のさらなる密な討論の中で、住民の方にも理解できるような対策を取っていききたいと思います。

とりわけ地域自治区の廃止、設置をしないという結果になりましたので、そこは特に大事にして重要に考えています。住民の皆さん方には、機会をなるべくつくって、この案件はもとより、様々な部分で情報提供をしたり意見公募をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 少し補足をしたいと思います。

保安林の関係については、先ほど申しあげましたとおり、国・県が最終的に指定解除、特に解除は国・県の判断で、町がその判断に意見は述べますけれども、最終判断には関与できないとご理解いただきたいと思います。

保安林解除に当たって、土砂災害の危険性については、その部分も当然考慮されているとは考えておりますので、先ほど申しあげましたが、一概に、全て保安林解除が災害と結び付いているかどうかは、リンクしないのではないかと考えていまして、もちろん、解除によって災害が起こる場合も、想定されることを否定するものではありません。

それから総合振興計画に対する整合性については、先ほど町長が申しあげたとおり、二酸化炭素の排出、CO<sub>2</sub>削減が国の大きな方針、それからSDGsの中でも指摘されている、そういったことも勘案しながら、向こう5年間という短期的なところと、その後の長期的なところを両方併せ持つて考えていく必要があるとも考えています。

そういった意味では、町長が申しあげましたとおり、その判断をするに当たって、現在行われている調査結果なども踏まえて、最終判断をすることになると思いますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 事業者の今の研究、環境に対する負荷の研究ですよね。事業者側

の調査であって、四万十町の方たちの基準、いつも漁に行っている人たちがあの山を乱開発したら魚がおらんとか、ヤイロチョウはああいうところでは暮らせんならんだとか、そういう基準、都会の方とは全く違う繊細な部分まで町民は分かっているんで、環境負荷がどれくらいあるかを皆さん分かっておられるんで、その辺も事業者は事業者、自分たちは自分たち、四万十町は四万十町というところでしっかりと研究して、広報して、皆さんと共に考えていかななくてはいけないと思います。そこの辺り念を押させてもらうのと、保安林解除ももちろんそうですけど、それとは別の四万十川、四万十町ならではの条例が必要なのではないかという提案であったんですけど、私も規制とかルールをつくるのは、本当は大嫌いなほうです。

だけど、新自由主義の流れは、お金さえあれば何でも買えると思っている人たちがいるんですね。そういう人たちに絶対に私たちの財産を分けたらいかんと思うんです。でも、その人たちが癒やされたいと来たときは、もちろんこの自然の中で癒やされて、人間らしい生活とはこういうものですよとお伝えしていきたいと思いますが、私たちの山とか水とか、先祖代々の人が守ってくれて、議員の方たちも、山や農地を守るために頑張っているにもかかわらず、そこを度外視して、お金のためだけを考えるのは絶対に許されない行為なので、そこを条例としてしっかりとつくっていったらどうかということでした。

それでは、森林環境譲与税に移ります。

まず、森林環境譲与税の説明と、現在の本町の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 私から、森林環境譲与税についてお答えします。

少し前置きになりますけれども、譲与税の毎年の使い道、決算については、町のホームページでも公開しておりますので、まだ見られてない方はご確認いただき、関心を持っていただければと思います。

また、昨日も3番林議員の質疑でも答弁しましたがけれども、新しい森林経営管理システムの中で、森林所有者が管理できない山林を、町が切捨て間伐など施業していく場合には、その譲与税が元手となって、町がその金額を負担することとなります。その元手が今いう森林環境譲与税になりますので、全町的に未整備林の整理ができる状況になりましたら、現在交付されている額ではおぼつかない状況になること、それから、本町に、かなり多くの額が交付される予定であるのも、そういった理由であることを一定ご理解いただければ

と思います。

その中で、過去の部分は別にして、現在取り組んでいることです。森林環境譲与税については、令和6年度から住民税に賦課をされる、県でいえば県の森林環境税がありますけれども、同じような仕組みの中で、森林の整備、それから木質化などの森林林業関係に、新しい事業に充てていくという趣旨のものです。

今、令和3年度として進行中の事業をご紹介しますけれども、まず、川上対策として、四万十川流域森林環境整備事業補助金ということで、作業道ですとか、間伐のメニューでございます。それから、自伐林業家等支援事業ということで、機械の購入やレンタル。それから、自伐林業家育成事業ということで、これは初心者を想定しておりますので、刈払い機でありますとかチェーンソーの研修などを行っています。

それから今年度のみになりますけれども、川中対策として、新しくできました協同組合、高幡木材センター、大型製材所に対して、町の上乗せ分として、国・県の補助に合わせて、10%の上乗せをした形で支援をすることを予定しております。

それから、川下対策として、こちらは、木材流通販売促進事業となりますけれども、啓発活動でありますとか販売促進活動に対して支援しています。

そのほか、担当課として一番重要視しておりますのは、未整備林の整備ということで、切捨て間伐や作業道の開設を森林所有者の方の意向調査に基づいて実施する予定です。

今後の予定ですが、あらかじめの譲与税の交付額と計画については、令和6年度までは計画しておりまして、ただいま申し上げた事業を基本に、来年度以降、林業事業者の方々とも会議をする場所もありますので、そういった中で協議をしながら計画について修正を加えていくということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 四万十町は林業事業者が県下でもすごく多いということで、非常に期待のかかった事業でもあると思いますし、森林環境譲与税は1人1,000円ずつ払っていくことになりますので、町民としても大きな期待と、また、議会としてもチェックの目をしっかりと光らせて、今までの造林計画と同じようなことをしてはならない。しっかりと持続可能な山をつくっていかないといけないので、その道筋をともに考えていきたいと思うんですが、NPO法人自伐型林業推進会の代表である中嶋氏は標準伐期が50年でも、皆伐再造林手法は現在の材価では採算が合わず大赤字だ。この手法を変えずに赤字を高額補

助金で補い、強引に大量生産へ向かわせるので、大きな矛盾と不都合な真実が起きている。林業の主とも言える林業手法を多間伐施業に転換し、その担い手になり得る自伐型林業者を徐々に増やし、森林環境に配慮しながら、少しずつ時間をかけて生産量を増やし、需要側に対応する展開を実施すべきではないだろうか、おっしゃられています。

自伐型林業の「200年の森をつくる」という雑誌をずっと出されている方が、その中で、このように将来性を見据えて、人材育成、勉強会を重点的にやるべきではないかと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 人材育成の関係でお答えします。

先ほど議員がご紹介されましたような、林業をどう進めていくかに関しては、様々な学者の方が様々述べられている状況です。

そうした中、本町としては、まず、人材の育成中、林業の担い手を想定したところでは、自伐林業家の育成として、先ほど申し上げた初心者講習ですとか、機械のレンタル事業などを実施しているところです。

また、林業事業体に対しては、雇用対策と育成を兼ねた人件費の一部補助を実施しておりまして、一人前になるのはなかなか時間がかかりますので、そういったことを通じて、林業担い手育成について対策をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 進めておられるそうですが、佐川町や梶原町では地域おこし協力隊に山分野を設けています。四万十町でもそのような取組を進めてはいかがでしょうかと提案したいと思います。

また、小さな林業で就業を拡大という佐川町での取組ですけど、自伐型林業者を増やす手前に、職員をはじめ、町民の誰にでも自伐型林業を理解してもらうための勉強会やフォーラムの開催、そして自伐林業推進計画を策定されておられるということです。

そのような具体的な町民や自伐林業者との意見交換の場だとか、勉強の場をつくっていくというフォーラム等を開催していく思いはありませんでしょうか。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） フォーラム等は、どちらかといえば周知になると思いますけれども、そうした環境面での周知の方法をとる予定がないかということです。

現状では、環境教育のような側面については、パートナーシップ協定に基づく森づくりを通じた取組ですとか、本町の町有林はSGECという森林認証を取得しているものになりますので、そうした取組の中で検討していきたいと考えています。

特に、現在でいうと、四万十高校では水質調査をこのパートナーシップ協定の中で実施していますので、そういったことを広げつつ、必要な時期になれば、全体のフォーラムについても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） そのような皆さんの気持ちが森を守っていこう、水を守っていこうという方向に進んでいくことが、非常に重要だと思いますので、そのような取組をしていただきたいと思いますし、先だって遠山を守る会の話が出まして、いわゆるビオトープだと思います。私は長崎県の事例を勉強したんですけど、ビオトープはいわゆる里山のことで、命の場所と言われているんです。ビオトープ、里山復元の20年間を追ったもので、本当にすばらしい生物多様性の場所ができ、そこで子どもたちが学び、大人たちもそこで学んだり、癒やされたりしながらやっているんです。20年間から、バックキャスト、後ろから今、じゃあ何ができるか。20年後にこんな森を目指すためには今、何が必要かを見ながら、こういう生物多様性こうち戦略とかと連携しながら、県や環境省の取組と連携しながらやっていくことが重要だと思います。

また、このビオトープ、里山は人の手が入った自然であり、日本人は里山を持つことで自然との共生を学んできたというものですけど、やはり、こういう山づくりとか里山づくりとか、里山に関わっていくことで、自然と共生するとはどういうことなのかを学べると思うので、その辺も何か高校のことだとかいろんなことを絡めながら、人材育成をしていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 昨日の6番議員の教育の部分でのご質問もありましたように、大変大切なことだと思います。私は就任以来、教育委員会には、わんぱく学校なんか遠くへ行っておりますので、なるべく地域の材料で経験していただく、様々な体験が非常にいいんじゃないかと提案して、一定準備をしてもらってございましたけども、ちょうど新型コロナウイルス感染症の関係でなかなかできておりません。

議員のご指摘のとおり、やはり地域の教材、題材を用いて、子どもたちの成長に何か寄

与できないかという、やっぱこれはふるさとの強み、特に自然ですよ。そういうことがあると思いますので、そういったところを強力にまた教育委員会にもお願いしたり、また一緒に、共々体験も含めた研究をしながら、教育に努めていきたい、子どもたちの育成に努めていきたいと考えています。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 東又の学校林の活用もありますし、非常に四万十町は質の高い教育とか、質の高い行政がなされていて、そこをしっかりとアピールしながら連携してやっていったら、本当に世界に誇る環境モデルになり得る農村だと思うので、四万十町の魅力を最大限に生かしていただきたいし、それを、是非子どもたちに伝えていただきたいと思っています。

私もこの夏中、息子は川とか、カブトムシを取りに行っていて、クヌギの木からカブトムシが樹液を吸いに来るとか、いろんな小さなことから森への関心は深まっていくと思うので、それが身近にあるのは本当に素晴らしいことですし、文化的施設も、今課題になっていますけど、大きな素晴らしい施設になり得る可能性が大いにありますので、様々な点を結んでいく活動が今本当に重要じゃないかなと思っています。

では最後に学校適正配置計画についてお伺いします。

四万十町教育とは本当に質の高いものだと思うんですけど、学校適正配置計画が発表され、その後、現在の状況と今後のスケジュールについてお伺いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 適正配置計画の方針の見直しについては、各学校区への説明会を行ってきました、その経過については、昨日の6番議員の一般質問の際に、答弁しましたので、説明は省略したいと思います。

現在の状況ですが、統合の対象校区への説明会の際には、子どもの教育環境を第一に考え、改めて地域や保護者の皆様で話し合いの場を持っていただくようお願いしています。

また、統合時期を令和7年4月以降とお示ししており、一定の期間をとっていますので、保護者等からの意向については、まだ、すぐには動きがないものと考えております。

今後は、地域によって違いはありますが、まず、保護者の意向等をお聞きし、スケジュール案等をお示しした上で統合協議を進め、具体的事項を取りまとめていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 松葉川、影野地区においては要望書と署名が出され、いち早い行動をなされておられます。どのように、その要望にお応えしていますでしょうか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 適正配置計画の運用方針の見直しを行ったことから、9月28日から10月28日にかけて統合の対象校区で説明会をしました。

影野、松葉川校区でどのようなことですが、この説明会では全体的に保護者からですとか、地域からはたくさんのご意見をいただいております、内容も地域によって様々です。

また、この場でどういったことが討議されたかという内容は、全てをお答えすることはできませんけれども、全体的に多かった意見は、地域が寂れるので学校を残してもらいたいという意見や、多くのそういった要望をいただいたところです。

また、地域の合意が得られなければ統合は延長されるのかですとか、現在の小規模校でのきめ細やかな学校の対応についても、ご意見として挙げていただいたところです。

また、地域別では、校舎の移転や建て替えなどの予定があるかなども、ご意見としていただきました。

また、それぞれの地域から出されたご意見に対しては、一定、町としても、その場で回答したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 私も地域と保護者向けの説明会に参加したんですけど、そのとき教育委員会が出された資料は、小規模校のデメリットを明記されていて、メリットの部分は一切明記されてなかったんです。それはすごく公平性に欠けていますし、デメリットだけを言って、今は適正、適切な環境にないという言われ方をしてしまうと、小規模校で学ばれている児童・生徒はすごく嫌な思いをされると思うんです。なので、両面をしっかりと明記していきながら、じゃ、地域でどうする、保護者はどうすると議論を進めていくべきだと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（味元和義君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） この議論は令和元年に策定した計画ですので、それ以前から小

規模校のメリット、デメリットについては、一定、地域、保護者にもお示ししてきました。

今回の説明に当たっては、なお改めて確認していただくための一般的なデメリット、小規模校の少しデメリットにつながる可能性のある項目として挙げて、説明会に臨んでまいりました。一般的なデメリットの可能性ですので、反対に言えば、これを最大限低減化していく方法を地域でも協議していただきたいという思いです。この説明会の資料をそのまま児童・生徒が見る機会は少ないだろうと。保護者、地域の大人の視点、考えで、説明しましたし、協議もしていただきたいというお願いをしたところです。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 教育長のその思いは理解できますが、そのまま文書を受け取って、適正な環境ではないと理解されていた保護者もいらっしゃったので、やはり、その資料をつくる段階ではメリット、デメリットの両方をしっかりと明記しながら議論を進めていくことが非常に重要だと改めてお伝えしたいと思います。

それでは、最後になります。このような学校適正配置計画が進んでいけば、人口減少や医療施設の統合や廃集落をつくっていく要因にどんどんなっていく、そっちの後ろ向きの方ではなくて、具体的な目標を設定し、例えばこの学校にはあと何人児童が必要だから、あと何家族Iターン、Uターン、移住してもらおうというのを決めて、行政で、皆さんの合意で、そしてそのためには住宅が必要だねとか、皆さんに声かけしてもらうのが重要だねとか、非常に建設的な話になっていくと思うんです。

そういう具体的な目標を設定して、計画的に行政が一团となって取り組み、また、町民も協働で一緒にこの学校を守っていくための環境をつくっていくことが重要だと思うんですけど、町長、教育長の所見をお伺いします。

○議長（味元和義君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） この適正配置計画の第2弾の説明会を通じて、将来を見据えて、再度、協議していただくスタートということで、説明会でもお願いしております。

この計画については、ご案内のとおり、子どもの教育環境を第一に考えた計画ですが、一方で、さらに地域にも影響がある小学校の存続、活性化という大きな課題です。

議員おっしゃられるとおり、移住定住施策で子育て世代、学年別に何人ぐらい必要かという目標を具体的に掲げた計画ができれば望ましいとは思いますが、現実的には、年代別移住者等を確保するための具体計画を立てることが非常に難しい状況があります。それは町全体としてはなかなか難しいですので、各地域、各校区でも議論していただき、町の移

住促進計画プラス地域との協働計画をつくり上げ、目標に向けた行動、活動ができる体制づくりを整えて、将来を考えていただければと思っております。

○議長（味元和義君） これで14番村井真菜君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番堀本伸一君の一般質問を許可します。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） それでは、議長の許可を得ましたので一般質問を行いたいと思います。私、個人的な問題であります、ちょっと耳の調子が悪いので非常に聞き取りにくい状況にあるがです。だから今回の質問をやめようかなと思いつつも、何とかこの件を聞いておきたいという思いの中で、ぎりぎりで通告を出しました。その点配慮しながら、ゆっくりと大きい声で答弁いただいたら非常にありがたいです。

それでは、私は今回、1件だけ。大規模風力発電について、何点かお聞きをしたいと思っています。

先ほど同僚議員からも午前中に、この風力発電の件について質問されました。そして、町長のご答弁もいただきました。大体私も似たような内容になろうかと思いますけれども、この事業計画について、やはり町としてどう判断し、どう対処すべきかを踏まえて、町長の考えを確認したいという質問です。

私たち議員は、町が抱える課題、それから事業計画等々について、非常に興味を持っておられる町民の皆さんからは、その事業が今どうなっちゃうと、どういう内容かと非常に聞かれます。ですから、私たち議員は明確に、その計画や状況と、あと町の考え、さらには私たち議会の考えを間違いのないようにお伝えしなければならないわけですから、私も一生懸命分かってもらえるように説明するのが、日々と言っても過言でない状況にあります。

そういった中で、現在、町民の方々も、この風力発電のことが少し意識が薄れたかなという感じを私も持っています。それはどういうことかといいますと、やはり図書館・美術館を踏まえての文化的施設、複合施設の建設予定事業等々に町民は関心があり、そのことについては、日々、町民からもどうなっちゃうかと問いかけがある。電話もかかります。

風力発電については、少し遅れてはおるけれども、意識の中で、あれはどんなっちゃうのか、もうやまったがかという状況もあります。これも長期の事業計画ですが、町民の皆さんがどういうことかといいますと、この事業計画の事業主体は町であって、町の計画でやっていきゆうと解釈してる町民もおりましたので、先ほどの14番議員のご答弁の中で、企画課長が経過の説明をしましたけれど、町民の皆さんは聞きよっても、恐らく分からんと思います。

ですから、私が今回質問に上げたのは、しっかりと町民の皆さんにもそこを分かってもらう。どういう計画でこの事業が始まって、事業主体はどこで、それらのことを踏まえて、今はこういう状況にあるということを、町民の方々に分かりやすく、町民向けの説明という認識を持って、事業の目的、経過措置、現段階での進捗状況を求め、次の質問を行うと通告しております。繰り返しになりますけれども、説明をまずいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、分かりやすく、これまでの経過も踏まえて少し説明します。

この事業はもともと2018年にオリックス株式会社から、四万十町打井川以西の一ノ又風景林までの四万十市との境界境の尾根筋に、3,000kw級の風力発電施設、風車を最大49基程度設置し、最大出力14万7,000kwの発電を行いたいという事業計画を持ち込まれたところから始まっております。

言い換えれば、事業主体はオリックス株式会社であり、町はその事業計画を受けて、地元自治体としてどういう判断をするのかといったところ、それから、もちろんこれぐらいの大きな計画になりますし、山の大規模な開発をとまなっていくますし、環境への配慮なども、法的にしなければならないとなっておりますので、環境影響調査を現在行っていると。環境影響調査というのが、一般には環境アセスメントと言われておるものです。その手続を現在進めている段階にあると、ご理解いただきたいと思います。

その環境アセスメントは2019年度から始まっておりまして、少しその環境アセスメントの流れをご紹介しますと、4段階あります。その一つ目が、環境影響調査の配慮書をまず作る。環境に対してどういう配慮をしなければならないのかといった内容になります。その前に申し上げておきますけれども、こういった書類、書面を作るのは全て事業主体であるオリックス株式会社です。

配慮書を作りまして、その配慮書の内容がどうなのかといったことで、町もそれに対し

て意見を付けて、県の環境技術審査会にかけていくことになります。県で設置する環境技術審査会がその配慮書の内容を見て、様々な問合せ事項であったり懸念事項であったりを審査して、その上で県知事が環境大臣に意見書を提出するという流れだったと思います。

その配慮書の内容を受けて、環境にこれぐらい配慮しなければいけませんよということがそこで決まりますので、今度は、実際にじゃあその現場でどれぐらいの影響が出るのかを調査すると。それで、調査するにはどういう方法でやるのかが大事になりますので、その方法を記した方法書を、今度、事業主体が作成します。

その方法書に基づいて、調査が現地で行われている。現在はその段階になります。風力発電事業ですので、風が年間どの程度吹いているのか、どの場所でどれぐらいの風量があるのかを、事業設置想定場所でつぶさに調査する必要がある。それが、風況観測塔を現地に設置して、遠隔で風の状況を、日々データ収集している、今そういう状況にあります。

この風況調査を、オリックス株式会社の計画では来年3月まで行くと。これは遠隔で行いますので、データの収集は3月で終わる予定だと伺っています。

それとは別に、午前中も申し上げましたとおり、現地で行う調査があります。地質調査であったり鳥類への影響の調査といったものになると思いますが、これはどうしても現地で行わなければならないために、新型コロナウイルス感染症の影響があり、思うように進んでいないとお聞きしています。

これがどの程度ずれ込んでいるのかは、詳しくはまだ聞いておりませんが、その調査が終わったら今度は3段階目になりますが、準備書という書類を作ります。その準備書の作成が少しずれ込むということで、実際、風の調査は3月で終わりますけれども、その現地調査がどの程度ずれ込んでいるのかがまだお聞きはしていないということで、最終的な調査結果が出るのが3月以降になると認識しています。

町は、その調査結果を受けて、準備書を作りますというときに一回意見を言うことになりますので、その意見の段階で、地元自治体としてどうするのかと、どういう判断をするのかを申し上げるようになると思います。

環境アセスメントの手続としては、その後、その準備書に基づいて、様々な評価、環境に対する影響評価をします。まず準備書で調査結果に基づいて記載しますので、それに対する評価を様々なところで受けていくといった流れになりまして、最終的に環境影響評価書が作成をされるということで、それぞれの方法書なり準備書なり評価書なりというものが出来上がった段階で、当然ですが意見公募とか、その他住民の皆さんにも内容は公開さ

れていくものと思っております。

という一連の流れを受けて、環境に対する影響がないですよとなったときに、初めて事業に着手できると。それは、国が認可をする流れになろうかと思います。

現状では、先ほど申し上げましたとおり、準備書の前段階の調査を現在やっているところですので、午前中にも申し上げましたが、町としては、それに対する考え方というのは、その調査結果を見てから、かつ、その内容も精査して、専門家のご意見も聞いて、町として調査がもし必要であれば、それも町独自に行った上で、意見書を出す手前でその意見をまとめたいと。その段階では、当然、住民の皆様には内容は公開して、聞いていただく場面をとっていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 課長から、ゆっくりとした口調で説明をいただきました。課長の今の説明を聞いても、町民の皆様もなかなか難しいかなと思います。私も、一定、関心のある事業ですので、環境アセスメント、そういう手続等々については、いただいた資料等でそういう運びになるかなと。

私は、風況調査はもう結果が出ているのかなと思っていましたけれども、来年3月いっぱいということのようですので、その風況調査の結果の時点で、会社はやるかやらんか、やれるかやれないかになろうかと思うわけですが、いずれにしても、風況調査で、風の強さが足りなくなれば、企業としても、採算がとれんことはないから、この事業はやめるともならんとは言い切れんと、現段階ではそういう状況ですか。分かりました。

そこで、一つの大型な事業計画ですので、同僚議員からもいろんな問題、環境アセスメントに関しても、細かいところを勉強しており、質問を先ほどされましたが、私はそういった小さなところまでは勉強していませんし、分かりません。

しかし、町が、そういった企業の計画等々に基づいた事業を、地方の自治体、市町村の自治体としてどう判断し、どういう形で県にも意見を上げ、さらには県知事の答申をもらい、国の許可を取って進めていくかということやけど。我々、町長はじめ、四万十町は、結局この事業計画は山林の峰に49基、1基について3,000kw電気を作る計画をやろうとしゅうわけじゃけに、私が聞きたいのは、風が足りなくてやれんならばもうしようがない。しかし、風況調査は良であると。これやったら十分採算がとれる、電気が出力できるという結果になった場合に、じゃあ町としてどうするやと、また問われるわけですよ。

ですから、そこまでに、町として環境も踏まえ、それから景観、あるいはそれに対する影響、そういったことがどうなっていくのかが、このアセスメントの中でしっかりと調査をしていくと。現段階ではそれをやっていきようと、こういうことでしょう。

ですから、進んでいく中で、風が足りない場合は企業もやらんということですが、例えば足った場合に、果たしてこの事業を、反対の住民意見もありながら、賛否両論あるわけですけど、そうなったときにどういう対応になるのかです。

四万十川沿いの山林の稜線にそういった風力発電の計画は、基本的には私も反対です。反対というよりか、要らない、欲しくないのが正直なところですよ。

しかし、それにはいろいろありますので、簡単にはいかんところもありますよ、議員の立場としては。いろんな考え方があるわけですけど、先ほど町長が、14番議員に対して説明した内容が、そこにあるということですが、果たして、捉え方として、四万十町、四国、さらには西日本という形になろうかと思えますけれども、町長。私分かりませんので教えていただきたい。現在、電力不足という状況があるのかなのか。私の考えでは燃料不足ではないわけ。これは私の独自ではなくて、それぞれ、詳しい人に話を聞き、勉強もしながらという中で判断すると、差し向き電力が足りない困った状況下にはないのではないかと私は思っておりますけれども、勉強不足ですので、町はその辺りをどう捉えているのか、町の認識について町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 現在の電力の供給状態がどうなのかというご質問であったかと思えます。

資源エネルギー庁が、毎年夏と冬、電力見通しというものを発表しています。今年については、10月26日に資源エネルギー庁が、この冬の電力需要に対する見通しを発表しています。

冬場がやはり電力需要が一層高まる時期で、かなりシビアな時期の発表ですので、信頼のできる見通しかと思えますが、これによると、一番厳しくなると思われるのが2月頃です。この2月の見通しでは、全国的に見て、全エリアで安定供給に必要な予備率といえますか、供給するマックスのもののプラスアルファ、そのプラスアルファの部分の最低限の率が決められていますけれども、そこは確保されていると。

つまり、全国的には厳しい状況と、かなり余裕の設定値でぎりぎりのところまで来ますので、厳しいという文言は付いていますけれども、一応、電力不足の段階にはないと発表

されています。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からもお答えしておきたいと思います。

14番議員の質問でちょっとお答え申し上げましたけども、確かに今全体の中では、担当課長が申し上げましたように、一定余力のある電力事情だと思います。

ただ、前段で申し上げましたように、私としたら、本当に、炭素の量、CO<sub>2</sub>の量が増えて今後だんだんに厳しい気象条件とか、今でも水際から追われて、飲料水も不足しておる状況もある中で、今の石炭火力の削減、そして原子力発電所がやはり縮小、そういったものが私たち国民の一つの大きな願いだと思います。

そういった中で、今、議員の指摘があったように、ここに電力があるからということもそうですけども、私としたら、全体の中で少しでも早く環境が整うような、そういった思いで今回真剣に調査といいますか、調査報告書に基づいた反応をしたいという思いです。当然、今、事が足りておるからという考え方もあるかもしれませんが、是非、なるべく早く石炭からの脱却とか、原子力発電所の縮小とかにつなげる意味で、今回慎重に考えておることはご理解いただけたらと思います。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。

言えることは現在、電力不足で日本中の各自治体が必死になっちゅう状況にはないということですよね。いろんな変動は当然あるわけですけど、それなりに国民の皆さんに電気を与えていきよう。それは一定安定しておるということが言える。これは私の見解も踏まえて、電力、電気が足りなくて、2灯、3灯点けると電灯の出力が落ちるという状況ではないわけです、今日本が。

愛媛県には伊方原発1号機、さらには3号機もまた稼働するわけで、電力不足によって、原発に代替的なその発電施設については、実は私も賛成ながですよ。だから、そこは位置付けたいけれども、現在、四万十町もそういう事業計画の中で、一定の自治体としての対応を迫られておりますので、そこで判断をしていくには、確かに企業は営利がなければなりません。ですから、そういった状況の中で四万十町がどうすべきかは、先ほどからの答弁で執行部の慎重さと、行政手続の手順は十分私も理解するわけです。

また、トップとしての町長の立場では、簡単に白じゃ黒じゃと言いにくいことも察します。それは簡単なものでもありません。しかしながら、主体性を持たないかと、私はこ

う思っています。

そういった意味から言いますと、電気は不足してないわけですから、今の事業計画の中で企業がやっていきゆうことに認可をしていくのは、町の主体性がないと私はいかんと思っています。環境面やら、いろんな面から。

ですから、本町が事業を遂行した場合、この事業が環境調査の結果、風が十分あるということで進んでいく場合に、じゃ四万十町もその影響を受けながら嫌ともなかなか言えない状況に追いやられたときに、判断していかないかんことは、本町にどういったメリットがあるがやと。

この事業計画に反対の署名をした皆さんもたくさんおられる。中には、この際にやらなあかんという人もおると思います。そういったことは当然ですから、その中で、町として主体性を持ってどういう対応をしていくかということです。それをやる場合に、いろんな面に配慮して考えないかんわけですけども、四万十町はそれについて、町長、例えばやむを得ず嫌々でも、これを遂行していくことに付随せないかん状況になったときに、どういうメリットがありますか。

私は通告書に純利益と書いておりますけれども、失う面もたくさんあると私は判断しています、私なりに勉強もしていますから。そういったことも、全体を踏まえた上で、やるとするならばどういうメリットがあるのか。失っていくデメリットにはどういうものがあるのか。純利益と書いていますので、失うことはまた後の議論でも構いません。どういったメリットが四万十町にはあると、町として捉えちゅうのかを確認させてください。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） この事業を行うことによる純利益、町としてどういった利益があるのかというご質問です。

純利益という考え方は様々あるかと思いますが、町、四万十町が受ける直接的な利益、メリットは、お金の面で言いますと、例えば固定資産税や、もし町有地を貸すとなればその借地料とかが考えられると思います。

この辺の金額的なものについては、まだ事業規模も確定しておりませんし、どれぐらい四万十町の領域に設置されるのかもはっきりしておりませんので、数字を軽々に申し上げますと、その数字が独り歩きをすることも考えられますので、今時点でははっきりした試算はしておりません。

午前中に、14番議員が安芸太田町の広報の資料をお配りいただきましたが、あの資料に

は安芸太田町がまとめたメリット、デメリットが書いてあります。おおむねあれと変わったものはないと思います。

町に対する直接的な収益は、先ほど申し上げた固定資産税または借地料が考えられますが、それ以外に町全体の話としては、その経済効果、工事事業者であったり、それから地権者に対する借地料といったものがメリットとしては考えられると。経済的な効果はそういうものもありますでしょうし、それから一番考えているのはその町に対する直接的な利益と同時に、やはり国のエネルギー施策、CO<sub>2</sub>削減に対する四万十町の考え方、いろんなところがあると思いますので、その辺も考える必要はあるとは考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） そういったメリットが町としてはあるということです。調査の結果、どうなるかということですが、必要な調査の結果が本来であろうとなるわけですが、国、環境省の、そういった状況の中へ当てはまる、当てはまらないは別として、四万十町を愛した町民がどういう見解を持って、どういう思いを持つのか。うちは四万十町ですけど、四万十川が何よりの資産であるということです。その魅力に対して、本町へも移住、定住の人が増えていきゆう状況がありますよね。そういったことも踏まえながら判断していく必要があるかなと。

だから、この計画がなされたとき、遂行した場合に、果たして、国道あたりから稜線を見たら何基のプロペラが見えるか、たくさん見えるからいかんということでなくして、それを設置したら、自然豊かな四万十川の四万十町というイメージが、航空撮影で上から撮った写真が、もうよそは全部調べて見て来ますので、四万十町へこんながつくったがじゃねということと、町を挙げて問題点を県にも国へも挙げて、一切そういうことは受け入れない状況にしたこととの、プラスマイナスを考えていかないかん大きな問題です。大事なところですよ。

四万十町は、移住定住の計画に予算を使い、そして受入れ対策をして、人口増に努力をしよう。その呼び込みに予算をかけて、四万十町の魅力をPRしていきゆうわけで、そのことと、この事業が遂行する場合のことをしっかりと考えていくのは、やはり責任ある中で、相当壁が厚くても、場合によってはその壁にぶち当たっていくと。僅かな四万十町という町であつち、国を相手にでも、しっかりと戦いをしていくことが、私の言う主体性です。メリットが少ないのであれば、ついていく理由がないわけじゃけん。そうでしょ

う。失うものが多いに、賛同しましょうにはならんかなと。

三番目に書いておるように、この事業計画に対し反対の署名が約1万人も集まっていますよね。それで、陳情ではなく紹介議員が必要な請願という形で、議員がそれに賛同する署名をして提出するのが請願ですよね。

ですから、普通の陳情とは若干違ってきます。取扱いや効力については同じとしても、当時、総務常任委員会で私たちが所管でしたので、1年ぐらい預かって慎重に審議しながら、昨年12月でしたか、一部採択という形をとって、本会議へ提出しました。それで、会派も何もない、全会一致、全員一致で議決されています。

そういったことを考えると、私はこの反対意見の請願や署名活動は民意と思うがです。民意としてしっかりと受け止めるというのが私の考えです。間違いかもしれません。しかし、私は民意として受け取る。

私の考えは、町民のたくさんの人がそういう状況を上げてきたら、全てが民意という捉え方はしてないがですよ。これはやっぱり町がどうあるべきかという判断をしながら、平等に恩恵を受けていく仕組みでないと。それは思いのほかで、請願を見たら民意という解釈は間違いかもしれませんが、私はしません。

しかし、この署名について、それから請願書については、私は民意であると解釈しています。その解釈の根拠は、やはり四万十川について、先ほども少し述べましたけれども、四万十町は四万十川の再生保全に向けて、何千万円も費用を付けて取組をしっかりとしていますよね。

さらには第2次総合振興計画、後期計画の60ページにも、先ほど14番議員も言うたがじゃったか、四万十流域の環境づくりと、地域の環境づくりと、しっかりと出ていますし、四万十川条例の方針にどのように書いているかという、地域への愛着心と誇りを持って自然景観の価値を伝えられる人、守り生かせる人を育て、自然を保全することにより清流四万十川にふさわしい自然景観のまちを目指します、こう書いております。

ですから、この風力発電の計画は、直接的とは言い切れんかもしれませんが、そういった本町のまちづくりの基本とは逆行していきゆうところがあるがです。先ほど町長が、いろんなことを考えて、大所高所を考えて判断していくという、トップとしての責任は十分私も分かります。しかし、そういった町の計画と、あまりに合わないということは感じてもらわんと困ります。議論がかみ合いません。

ここはしっかりと町としても、そのことを踏まえたまちづくり、エネルギーの将来構想

を考えていかなければならないと思っていますので、こういった請願は民意であると私は判断します。そういった意味を踏まえて、これは民意であるという多大な気持ちとしてあるわけで、その他の問題もいろいろあるわけですが、特にこの反対署名、あるいは請願等が出てきたことに対して、民意と判断しておるのか違うのか、町長の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 民意かどうか、どう捉えておるかというご質問だと思います。

先だって、請願の常任委員会で一部採択して、全体の議会では全員一部採択でした。ずっと私もいろいろと勉強しながら、見てみました。これは本当に民意であると、直接痛感しております。

ただ、民意であって、当然数が多いからとか少ないからということではなくて、そこでご示唆いただいた案件については、今後の準備書の提出をもって、今それぞれご指摘いただいた町の方向性、まちづくりの方向性の中でしっかり照らし合わせて、当然、主体的に私どもも考えていきたいと思っています。

私もただ、設置に向けて軸足を置いておるのでは決してありません。先ほど言いましたように、今回のこういったものを民意と捉えるならば、町内にもいろいろな方がおると思っていますので、そこにしっかりと状況的なことも説明しなきゃなりませんので、そういった意味では、直ちに民意であるからこれを中止するとかいう考え方は持っておりません。

先ほども申し上げましたように、町として、行政としてどうするのかとか、そして、町民の皆さん方の生活に支障が出るのかといったところは、やっぱり第一に考えていかなければならないと思っています。議会の結果は、基本的には民意の最たるものだと考えておりますので、そこはしっかりその意見を尊重しながら進めていきたいと、進めていると言うと語弊があってはいけませんので、その場その場でしっかり判断して、町民にも説明していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 町長そのものが四万十藩の殿様ですけん、その町長から民意としてしっかりその点は受け止めるというご答弁をいただきました。

そう受け止めてもらわんと困りますけれども、民意と言いながらも、請願の中身は、この事業の全体を止めてほしいというのが3項目の中であって、あと保安林、町有林の使用を許可しないでくださいというのが、陳情の主立った内容でした。議会としては、全体を

止めるというのは、お隣の四万十市も関係しておりますし、個人の所有地である山林もあるわけですので、議会が権限を持っていることにはならん。ですから、議員の集合体の議会として判断するには、議会の権限の範囲でないと取扱いができませんために、一部採択という措置を取らせていただいたということです。

町長が言われるように、これはやめる、やめんと簡単に言える問題でもないわけです。そこは私も分かります。お隣の四万十市の首長との調整も必要だと思います。しかし、町長、どんなことをしていこうとも、私の言わんとすることは、主体性を持ちょってくれよというのが私の質問の趣旨です。議会の議決権や、町民の民意とかには、トップとしてしっかりと主体性を持って対応してもらいたいということなわけです。

これは環境面についてもたくさんあります。たくさんありますけれども、私はその一つ一つのことは勉強不足で分かりませんが、言っている意味は分かりますし、そういった反対の方々のチラシとか何とかをもらいながら、私も勉強させてもらう。それはしかりです。そういう視点で、四万十川を大事にしていこうと一生懸命の考えの中でやっているわけですから。そのことだけで、私は一議員として簡単に判断はしないと思っています。

しかし、いかなる条件と言われようとも、民意として捉えるというのであれば、そういったことも踏まえて、主体性を持ってこのエネルギー、風力発電事業については、町長、しっかりと対応していかと、事の次第によったら大変なお荷物を、それは固定資産税も入るかもしれん、貸借料も入るかもしれませんが、目先の状況で判断して、一定の収益になるという感じを持ちょったら、この事業計画は一応計画としては20年になっていますけれども、それから後を考えていくことも大事であろうし、どうなっていくのか。それから、日本のエネルギーの取組がどんな進化を遂げていくかも分かりませんし、そんなことを考えると、下手をすれば大変なお荷物を抱える状況になっていく可能性がないとは言えない。そういったことをしっかりと捉えて判断していく必要があると、私は思います。

私も当時の総務常任委員会の1人でしたが、そういったことも議論しながら、今、貸し与える必要はないと。電力はあるわけです。それは困っちゃうところもあるかもしれない、全体の中では。

しかし、それは国の責任でやっていかないかん。電力福祉については、国が責任を持ってやらないかん。町が主体的にやりましょうということにはならん。これは大変な問題で、言える問題でもない。

しかし、企業が計画していくことに、関係者も乗っていくわけじゃけん。だから、その

ことを捉えたら、町長、一つには、大月町の弘見というところですよ。当時、視察にも行きましたが、弘見の町なかに、風力発電があるがです。近くにたくさん見えています。

そういったところも、環境省の許可がないとできんわけ。分かりますか。環境やどんな影響があるかという調査は、国がそれをやっていこうということだと捉えたら、どんな理屈を言うたってやりますよ。

だから、今のこの事業も、いろんな計画を持ってということ、行政として言うべきことは、町長としてもそうなるわけですけど、そこは、町長、一ひねりしっかりとしたものを持ちょく必要があるのではないかなと私は思っています。そのときに、四万十町がどういう対応ができるかできんかということですから、そのために主体性を持ってこの事業を考えてほしいです。

常任委員会としては、そういう判断で、責任ある議論をしながら、請願の審査をしたつもりです。それで出したものが全員一致で議決されていますので、この議決権について、町長の考えは先ほどの説明で分かりました。いろんなことを捉えたときに、この議決、それは賛成多数じゃありません。ここの問題を町長は現時点でどのように捉えちゅうか、確認させてください。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お話の中で、主体性という言葉が出ましたけども、私は基本的に、主体性をしっかり発揮するのは準備書における意見書だと考えています。それまでに確かに方向性を決めなきゃなりませんけども、それを決める材料が今手元にはないとご理解いただければと思います。だんだんに今の質問の中で、全会一致での議決は大変重く受けておりますし、私も第1番目の項目については除外して、第2、第3の保安林と町有地の使用については、それに基づいた考え方を持っています。

ですから、それについては、もう既に業者におつなぎしています。今後業者がどういう判断をして、その状況を改善して、どこへ基数を増やすのかといったことも含めて、準備書の作成をもって判断していきたいと思ひますし、今回の全員一致の一部採択については非常に重く受け止めておると同時に、基本的にはそれを遵守するという考え方を持っています。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。主体性というのはそういった意味を持って、町長も考えておることです。そうでないと困ります。議会が、本会議の中で議決をした

と言っても、これも法的に強制力がどこまでもあるものではありません。

しかし、二元代表制とはどういうことかと、全ての問題がそうになっていくわけです。町長の提案権と、それを審査にて決定、判断していく議会と、二元代表制があるわけですが、その中で、この問題については、町民からのそういった請願も民意と捉えたと、先ほど町長は言われました。それと、議決のことも重く受け止めるということですので、これは当然のこととは言いながら、この問題は、二元代表制の中でも、やっぱり町トップの町長も、議会も一緒になって考えていかないかん問題と、私は思うがです。先ほどの14番議員の質問にも、町長はしっかりと、そういうことを踏まえて判断していくと答弁していますので、この問題については、二元代表制だから、町長が言うことは全部我々は反対するとかいう問題ではないですよ。

事業の内容によっては、町長も議会も一緒になって進めていくことも大事なことです。この問題については、町長譲れませんよということは、お互いが選挙を通じて上がってきちゅう立場の中で判断して、議論していくことが二元代表制だと私は解釈しています。そういう前提を置いて、議決に対しては、町長もそう捉えておるということですので、五番目にいきます。そういった反対の意向を踏まえて、一部採択しておるわけですが、先ほどの説明を聞くと、手順を踏みながら意見書という形で知らしめていくと。それも主体性を持ち、しっかりと精査しながら、町として判断していくということですし、それしかないかとは思いますが、その中で、やはり議会が出した議決に対して町長も重く受け止めるということです。

そうすると、四万十町議会では、請願を全員一致で貸すなということですから、この事業にストップをかけるという意味です。そこが使えんとなると、なかなか企業も大変な状況になってくると、私は個人的には判断しています。

そういったことも踏まえて、常任委員会を出しているわけです。それが全員一致で可決をしたということですが、この全員一致の中でも、普通の陳情や集会所の建設を求めるような陳情を採択したこととは意味が違うわけです。意味というか、内容が違います。そのことを捉えて、私は意見書へ行くまでに、町長、うちの議会ではこういうことだと、例えばお隣の四万十市長とか、あるいは企業側に教えれようと思うんですが、何らかの形で、行政手続に基づいた意見書ではなくて、それまでにお知らせすることは、友好的で、お叱りを受ける中身でない限り、できるがじゃないですか。それをする必要がありはせんかと、私は見ちょうがです。

それを、意見書のところで反対ですよ、こうですよと言うても、なかなか、この判断はよう止めんと思います。

だから、そういった主体性を持ちょってもらいたいと、私が言うのはそこです。そういう策術として、早めに情報を入れていくのも、一つの重要なことではないかなと思っていますが、その点については、どんな見解ですか。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 昨年12月定例会での請願の結果ですね、それをお伝えしたかですが、6月定例会でも答弁しましたけれども、12月定例会で請願が一部採択になった結果については、口頭でオリックス株式会社にはお伝えしております。

それから、保安林の件も、農林水産課を通じて、須崎の林業事務所にお伝えもしております。

それから、四万十市側にもその点はお伝えもしておりますが、四万十市も新聞報道などで、既にご承知でした。

オリックス社の反応としては、担当者レベルで、我々がお伝えしたということもあり、それでは社内協議をすると。伝え方も、やはり、先ほど町長が申し上げたとおり、議会の議決ですので、町としても重く受け止めるとお伝えしておりますので、そういったことで、厳しい内容だとオリックス社にも受け止めていただいていると思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私からも補足というか、お答えしたいと思います。

先ほど堀本議員から、反対ということで、私が受け止めておるのは、町有地に対する借地の反対と捉えています。ですから、その案件と、それから保安林の解除においては、意見を求められた段階で、今回の経緯を含めて記述をして県に報告をすると。基本的には保安林を解除しないでほしいということになると思いますけども、そこはまた、今後、先ほど課長が申しあげましたように、順序立てて、整理したいと思います。私もこうして、やだやだしている、ゆるゆるしているということではなくて、やはりしっかり飲み込んだ上で、たとえそれが業者がやりたいと言っても、地元首長の意見としてはしっかり県知事に伝えて、そこは、本当にしっかり対応していきたいと思えます。

ですから、ずるずる進んでいくということではなくて、その段階で当然、今、議員がおっしゃっていましたように、議会との、例えば町内の設置についての議論が恐らく出てくる

と思います。そういった中でやはり住民の皆さん方にもお聞きいただいて、本当に四万十町のためになるのか、特に生活とか自然に影響がないのかも含めて、議論をいただく機会が出てくると思いますので、それはそれでまたよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） そういったことで、この問題は取り組んでいくしかないかなと思うわけですが、私は一議員として、請願者に対しても紹介議員に対しても、再々この事業の進行状況がどうなのかというのは大事なことじゃないかと思っています。

そういったことがあると、町長としての主体性を理解してもらえるがです。それがなくなると、私なんか一議員として、どうなっていくよるか一切分からんわけじゃけん。だから、そういったことがないように、主体性を持つてというのは、基本的には私もこうながよということが、請願者や紹介議員にも伝わってくるものが、私はないといかんと思う。ですから、この問題をそう捉えていく必要があるかなということです。

先ほども言いましたけれど、計画をして今、位置付けちゃうのは、この風力発電も企業と行政が一緒になってやったり、あるいは行政がやったりということですよね。

そういった状況の中で、環境省も、県も、これはやっていかないかなと判断したときには、これはもう、理屈を言うても通らんように、国には力がありますよ。ですから、そういったこともしっかりと捉えた中で、この問題は町長も議決権の重さ、町民の思いというのは民意として受け止めると確認しましたので、しっかりとこの問題を捉えていただきたい。

さらには情報がオリックス社から入り次第、今お知らせしたと課長が言っていましたので、その後の反応はどうやということです、私らの思いは。結局、町議員あたりだけでもこの問題を挙げていくと、請願者にも、町長はしっかりこの問題は捉えてくれちゃうねということにつながるわけですよ。

それが、二元代表制とはいえ、二元代表制の中で共にこの問題を捉えようということが、生きてくるわけですけど、町長には何を言っても始まらんと捉えられては、町長にとってもプラスに決してならないと思いますし、町長も、残り任期も少ない中でいろんな問題を抱えています。ですから、良しも悪しも、ご自分が町政のかじ取りを預かった期間には、けじめをつけるところはつけていくという責任は、しっかり持ちちょってもらいたいと、私は思っています。

そういった意味も踏まえて、今後、その問題について、無視したように進んでいかれる

と、議決に対しての議会軽視ではないかということに結果的になります。そうならんためにも、町長の考えと行動、庁議の中でもしっかりとこの問題は捉えて、町民の意見、あるいは議会の議決の問題をしっかりと捉えて、我々も遊び半分に議決したがじゃないわけですね。でき得る限りの進捗状況をもらって、議会も執行部も、この問題を捉えた中で進んでいってもらいたいと。

いずれの状況にしても、私は反対ですから、そういう結果が出た場合には、私は議会を外れた状況の中でも、運動はしていくと思っています。

こういう問題については、賛成の人も反対の人もおるわけですけど、固定資産税とか何とか言いますが、これもまた、国の地方交付税にどう影響するか、そこで引かれるのであれば、あんまり地方にとってメリットはない。

あとはいろんな、雇用が生まれてくるとするならばそれかなと。そういうことは、風力発電でなくしてもやれるわけです。そういったことを、特にこの事業に対しては情報交換の中で、しっかりと町長が話をしながら進めていってもらいたいと思っていますので、その認識をしっかりと持ったもので対応していただきたいということで、質問を終わります。

○議長（味元和義君） これで13番堀本伸一君の一般質問を終わります。

ただいまから暫時休憩をします。2時15分まで15分間休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員、執行部の皆さんにお知らせします。本日、13番堀本伸一君が登庁の際、事故に遭い、本会議を遅刻扱いとしております。堀本議員は、第4回定例会の会議録署名議員として指名しておりましたので、急遽、本日、会議録署名議員の追加指名を行いました。

このため、会議録署名議員の日程が追加されたため、お手元に配付のとおり、本日の議事日程を差し替え、一般質問以降の日程を一つずつ繰下げを行います。

なお、一般質問の議事日程は日程第2に訂正します。

また、13番堀本伸一君から通院のため早退の届出が出ております。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第103号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行

います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第103号についてお伺いします。

これは日乃出橋橋梁修繕工事請負契約ですが、恐らく執行部も議員の皆さんも、これを見てふうんと思う方が多かったんじゃないかなと思うのは、私も長い経験ですが、業者の第1回目の入札が、同一金額で入札をしたという結果が出ています。

資料7ページを見ると、最低制限価格が4,511万5,400円。事業者が、同じ額を入札しているということを鑑みると、町としては、最低制限価格を入札前に業者に金額を知らせておいたので、この金額になったのかなとも見て取れます。

一方で、そうでないとするならば、この工事概要を見ると、大きく五つあって、それぞれの業者は、この工事概要を積算するのに、大体簡単に見積りができたと。だから、2業者が同じ金額になったのかなともとれるわけですが、その二点について、工事概要で積算が簡単にできたという内容であったのか、それとも、最低制限価格を事前にお知らせをした結果、同じ入札金額になったのか。お答えください。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まず、最低制限価格の公表はどうであったかですが、入札及び契約に関する情報の公表に関する基本方針をつくっております。5,000万円以上の工事については事後公表としておりますので、最低制限価格について、※P61 訂正あり  
事後公表となっております。

結果を見ますれば、その金額と、2者とも同じ金額での札入れとなったわけですが、これらはもう偶然に、それぞれの会社の努力によって見積りをいただきこの金額になったものであると思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からは、議員の二点目の工事内訳書、ここに提出されております工事概要に基づいて、こういった積算がなされたのかという視点での質問だったと思います。

冒頭申し上げましたように、こうした大きな工事については、工種ごとに工事内訳書の提出を求めています。この後に、さらに諸経費の欄がありますので、諸経費と直接工事

費の計を合わせての合計金額が、今回は最低制限価格の4,511万5,400円の工事内訳書の提出があったということです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第103号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第103号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第104号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第104号について質問したいと思います。この議案については、全員協議会で議員は説明を受けましたけれども、町民にとっては初めての選挙法の改正の内容が含まれていますので、町民にも理解を深めてもらうために、あえて質問したいと思っています。

今回の法改正の概要については、議員のもとには資料として届けられ、目を通しました。地方では議会に対する住民の関心が非常に低下しておると、人口減少、高齢化とも相まって、地方議会の議員の成り手不足が深刻化しています。そういった中で、町長及び議

員の公費負担を今回、法改正をしようとする内容になっているわけです。

そこで、順次お伺いしたいと思いますけれども、まず、議案資料8ページ下段で、条例で規定する公費負担の対象及び限度額についてですが、選挙公営制度は、供託物没収点以上の得票を得た候補者については公費で賄おうということですが、いわゆる没収点以下の場合は、供託金は没収、ビラやポスターについても、実費は払ってもらいますよと書いているのではないかなと思うわけですが、その点について、私の理解が足りていませんので、詳しくご説明をお願いしたい。

それとビラとポスターの件ですが、今回、本町では、議員選挙のビラは1,600枚を上限として、1枚当たり7円51銭を上限として、限度額は1万2,016円です。町長選挙の場合は5,000枚で、上限が3万7,555円です。ポスターについては、1枚当たり525円6銭ですよという内容ですが、私自身は、民間業者をお願いしたことがありませんので分かりません。本町の場合、当然、印刷業者にもお聞きしたのかは分かりませんが、ビラやポスターの単価については、本町で妥当な金額として見積もられたのか。逆にポスターが525円もかかるのかなと、私の今までの経験の中では高いなと思うわけですが、悪く考えれば、公費ですので目いっぱいのを、カラーで立派なポスターをつくらうかなと思うかもしれません。これ上限ですが、いうたって公費ですので、自己負担かからんなれば、没収になるかもしれませんが、なることを前提にポスターやビラはつくりますので、当選するという思いでポスターもつくると思うんですよ。これが妥当な額かどうかについて、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） まずは、供託物についてのお尋ねです。

今回の選挙運動に関わる公費負担については、公費で賄うとなっておりますが、供託物没収されなかったらという条件が付いております。どこの辺に書いてあるかといいますと、条例案を示しております議案書11ページをご覧ください。提案した条例を載せておりますが、第2条で、自動車の使用について書いておりますが、その第2条の終わりに、「ただし」とありまして、ただし当該候補者に係る供託物が、法の規定によって四万十町に帰属することとならない場合に限る。四万十町に帰属するということは没収されるということで、没収されない場合に限ると読めると思います。このように書いています。これ

は自動車です。

それから、第4条には、自動車の公費負担の点についても書いていますが、議案書12ページ、第4条に、第2条但し書きに規定する要件に該当する場合に限ると書いています。この部分です。

それから、議案書13ページの第6条の部分に、ビラの作成についての公費負担を書いておりまして、第2条但し書きの規定を準用する。供託物の没収です。

それから第8条に、ビラの作成の負担について詳しく書いていますが、これも、終わりに第2条但し書きと書いています。

それから、第9条、第11条については、途中に第2条但し書きの規定を載せておりますが、これらは、供託物の没収について書いております。供託物の没収については、公職選挙法で定められておりまして、町議会においては15万円供託していただくと。それから、町長選については50万円の供託金です。

そして没収点はどうなるのかというと、これは、資料は、議案説明資料にあるんですが、議案説明資料9ページの一番下です。供託物没収点、この没収点に達しない場合は、先ほど申し上げました町議会選挙であれば15万円、町長であれば50万円が没収になりますよということです。

町議会議員選挙で説明しますと、計算式を載せてありますが、有効投票総数を議員の定数で割って、その10分の1、10%に満たない場合は没収しますよということです。その没収されない場合を条件としておりますので、没収された場合は、今回提案しております、条例の公費負担はなくなるということです。これが一点目の説明です。

二点目、ビラ、ポスターの単価等について適正であるかどうかというお尋ねだったと思います。

これまでの町の選挙については、皆さんから収支報告書を出していただいております、それらの実績等を参考に金額設定しました。基本となりますのは、公職選挙法の中で限度額を定めており、その限度内の中で四万十町として、今回条例案で提案しました。

ほとんど公職選挙法の定め限度額を使っているわけですが、違っておりますのは、ポスターの作成の部分です。先ほど説明しました議案説明資料9ページ3番。選挙運動用ポスターの作成というところがあると思いますが、ポスター、掲示場の数に1.2倍すると書いています。公職選挙法、法律の限度額でいくと2倍までになっておりますが、掛ける2には及ばないであろうということで、1.2に下げて提案しています。

それから、上限単価の中の単価の部分は同じです。525円6銭は一緒ですが、足して5万円というのがあると思いますが、ここは公職選挙法の上限が31万500円という金額になっておりましたが、ここを大幅に下げて、5万円で提案しています。

これらは先ほど申し上げましたとおり、収支報告書の実績等を参考にして、今回、単価等を設定しました。適切な上限の設定であると思っております。ただ、この公費負担によって支出されるわけでありますが、当然これも収支報告書を出していただきますので、この設定金額は上限でありますので、全部使ってよろしいんですが、それからあとは、それぞれの議員選挙、また、町長選挙に出られる方での判断となります。

提案の仕方としては適切な上限の設定であると思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、総務課長から答弁いただきました。資料を見れば分かるわけですが、町民の方にもお知らせしたいという思いで質問しました。

ただ、町長、私が思うのは、先ほど最初に読み上げたように、成り手が少ないということで、本町は一つ的手段として議員報酬を上げました。この内容の中で、立候補の環境を改善する目的にとつたわれていますね。これは、環境を改善するというのが、改正の中身を見ると、ある面ではビラやポスター、車を公費負担にやってあげましょうよと。皆さん、出てくださいねという意味で、環境改善を目的にと書いたのではないかなと私は推測するわけです。

そうすれば、よっしゃ出ろうという人が、若者含めておられて、「ただし」となるわけです。今言われたように有効投票数を16で割って、その10分の1、1万票有効があつたら16で割ると、約60票は取りなさいよという計算にはなるわけですが、そんな自信のない者には、ある面では負担しませんよと。公費では賄えませんかとなりますね。選挙前に、必ず供託金15万円が要るわけです。証明がないといけませんので。逆に、15万円も立候補するに要るがよと。票数取ったら後で戻ってくるという形です。逆にある面では、出にくい条件を付したかなと、そうとれんでもないです。町村議会、特にこういう田舎で、苦労している方が出たいな、供託金が15万円要るぜよと、最初に。

そういうことが、環境を改善する目的となるんでしょうか。国が決めた制度ですので、町が勝手に要らないよということはいけませんが、何か言うこととやることが、ちぐはぐではないか、逆じゃないかなと。

最初の入り口のハードルを上げたわけですね。今までは、町村議員は供託金要らなかったわけですよ。次からは、まず、条件で15万円供託金を出してくださいというのが、環境を改善する目的になるんでしょうかね。どう考えますか。

なぜ立候補される方に、今言ったように、1万票あったら、60票以下の場合はピラもポスターもお金は払えませんかというのが、本当に出やすい状況をつくり出す法改正だと思いますか。何か、目的と現実の法改正が逆行しているんじゃないかと私は思えてなりません。が、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 供託金を納めなければならないと、それが没収になった場合は、この公費負担もないのは出にくくなるのじゃないかと。それによってちゅうちょして、出るのをやめようかということにつながらないのかというご質問であったと思います。そもそも、供託制度といいますのは、立候補目的じゃなくて、売名行為とかそういう当選に向けてではなくて、違った意味での出馬などを含めて、候補の乱立などを防ぐために設けられている制度であると認識しております。やはり公費で出金するわけですので、そこはある一定の票を獲得した方にお支払いする制度と思っております。

それから、元となっておりますのがやはり公職選挙法の改正ですので、公職選挙法の公費負担についても、当然その供託の制度がありますので、それらを本町だけ外すというわけにはいきませんので、条例にも載せました。当然、本町としては、たくさんの方に立候補していただきたいわけですが、最初に申し上げたような乱立などを防ぐための制度ですので、その点ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 総務課長、苦しい答弁だと思いませんか。目的はそうじゃないですよ。乱立するからということではないでしょう。書いているように、地方では議員の成り手がいないと。現実そうですよね、本町でも。ほかでもそうでしょう。だから、出やすくするために、公費で賄ってやろうというのが法改正の趣旨じゃないですか。乱立を防ぐためではありませんよ。趣旨が違いますもん、今の総務課長の答弁。昔はそうであったと思いますよ、供託金制度があるというのはね。町長選挙で誰も彼もが出て、乱立されたら困るというのはあったんでしょう。今はそうじゃないから法改正をしようということでしょう。

う。乱立することは、それはありやありがたいですよ。しかし、現状ないでしょうが。本町でも、町長選挙でさえ無投票ですよ。ほかは結構、2人、3人出ていますけど、本町の場合は、そうなのですよ。議員もそうですよ、そんなに乱立する状況ではないでしょうが。何とか無投票は、議員選挙だけは避けてきましたけれども、乱立するから供託金を出しなさいよという話ではないですよ、これは。

今の総務課長の答弁を私は取り消してほしい。目的はそうじゃないことはさっき読み上げたでしょうが。成り手がいないから、環境を改善する、立候補しやすい状況をつくろうという目的でしょう。だから公費負担でやっちゃいましょうということですので、乱立を防ぐという目的ではないですよ。

総務課長、どうですか。私は決して言葉尻を捉えて言うつもりはありませんが、私もできるだけ若い人を含めて、出てほしいと思いますよ。私、70を超えました。71歳以上の方が、失礼ですが、ここにも結構おられます。しかし、出られない状況はお金がかかるからだけではないと、私は、それが主要因ではないと思いますけれども、少しでも金銭的な負担を軽減しようというのが、この趣旨だと私はくみ取っています。

しかし、総務課長の答弁はそうじゃない。乱立を防ぐのが目的であるかのような答弁をされましたんで、それではこの趣旨とは違うなと。じゃあ、本来は環境を改善することを目的にというのは、どういう見方を、さっき聞きましたけども、それが乱立を防ぐ環境目的ですか、改善目的ですか。違うと思いますよ。もう少し、答弁には正確を期してほしい。あなたの答弁が、私の言い方と違うんであれば訂正してほしいですけども、乱立を防ぐ目的じゃないですよ。その点だけは、私は訂正してほしい。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 先ほどの答弁で私が乱立を防ぐと申しあげましたのは、供託制度についてのことで、供託金の制度は、先ほど申しあげましたように、乱立を防ぐ目的でつくられていると認識しております。

今回、提案します条例については、議員おっしゃいますとおり、たくさんの方に出やすくするためのものですので、できるだけ出ていただきたいというものです。

それで、議案説明資料8ページの上段にも書いてありますが、選挙公営制度に関わる法改正の概要があると思いますが、公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で、国や地方公共団体が立

候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度が設けられていますと、書いてます。

やはりこのお金のかからない選挙を実現するといった点で、出やすくする、今回はその一つの方法であると思っております。公費で負担するわけですので、やはり一定の縛りが必要であるということで、公職選挙法でも、先ほど申し上げました供託の制度の縛りをかけておりますので、公費では負担しますが、そこは、もともとの乱立も防ぎながら、あわせて出やすくする方法であるというのが、今回のこの改正に伴うものであると思っております。ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 質疑の途中であります。ただいまより暫時休憩をします。3時まで休憩します。

午後2時44分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど13番堀本伸一君より通院のため早退の届出の提出がありましたが、再び会議へ出席の申出がありましたので、これを許可します。

議案第104号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第104号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決します。

議案第104号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

熊谷総務課長より先ほどの議案第103号の12番田邊哲夫議員の質問の答弁について、一部訂正の申出がっております。これを許可します。

総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 許可を得ましたので、訂正します。

先ほどの議案第103号日乃出橋橋梁修繕工事請負契約の締結についてで、田邊議員よりご質問をいただいたもののうち、最低制限価格の公表についてのお尋ねがあったと思いますが、その点のお答えとして、5,000万円以上の工事のために公表してない、事後公表とされていると言ったと思いますが、これは予定価格のことを一生懸命説明させていただいておりまして、最低制限価格については一切公表しておりません。混乱を招いたらいけませんので、訂正します。おわびして訂正をよろしくお願いします。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第105号四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について、日程第6、議案第106号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、以上、議案第105号及び議案第106号の2議案を一括議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、105号についてお伺いしますが、議案説明資料15ページにありますが、固定資産税を減免することによる町の減収が予定されますね。だから、五番目で減収補填措置が講じられようとするわけですが、その額は減収額の4分の3を基準財政収入額から控除するという内容です。普通交付税でその分は減収補填をしようという内容ですが、交付税算定で、収入の75%は、25%は町の取り分よという意味での4分の3という意味で、4分の3と規定したのかどうなのか。

それと併せて、この補填は、施行はいつからか。施行日は4月。来年度に入ってくるといことなのかどうなのかについてお答えをお願いします。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 非常に交付税については、もう不勉強なところもあります。この資料に書いたとおりとご理解いただいたら、非常にありがたいところです。ここで間違いも申せません。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 課長、これは町長が提案する議案ながですね。あなたはそう答弁されました。質疑する権利は議員にあります。答弁する義務は執行部にあります。このとおりですと言われたって、分からないから私は聞くわけです。国からそう言われたから、そのまま本町の条例に加味するということでもいいのかどうなのか、私は前からも言っています。

町民に対して、条例を制定するんでしょう。町民に分かりやすく説明をする。また、代表する議員がそれを聞く。これは当たり前じゃないですか。たまたま担当課長は知らんということですが、知らない人が答えるな、はっきり言うたら。非常に私は、不誠実極まりないと思っています。答えることができないようなそんな条例、提案するな。

だからいつも言うのは、それぞれの所管で、条例含めて、予算もそうですが、出すときにはお互いが読み合って誤字のないように、分からんところはお互いが教え合いながら、どんな質問にもどんと来いという姿勢で臨んでももらいたい。

ちまたのうわさでは、最近、執行部の方々はもう少し勉強してほしいという声が出ていますよ。はっきり言ったら、今の答弁がしかり、答弁になっていません。正確な答弁を求めます。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額があって、基準財政収入額と、その需要額の差に普通交付税があることは、ご承知のとおりかと思いますが、その基準財政収入額から、この免税を行った部分を差し引きますので、収入がなかったということで、結果的に普通交付税が増えるという措置がされます。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 総務課長、増えるんじゃないですよ。町税を、課税免除することによって町の自主財源である固定資産税が減ると、だからその分を補填しようということですよ。増えるがじゃありませんよ。100万円、この条例を令和3年4月1日から施行したときに、該当する業者が出てくる。固定資産税を減免する。だから町にお金が入って来ん。大変だろうから、国がその減収部分を、100万円減ったら、75万円は交付税で見ましようという内容じゃないですか、4分の3というのは。

だから聞いたように、収入額が100万円あっても、国の収入は75%、25%は地方、その分は目をつむろうというのが、交付税の仕組みですよ。だから4分の3が、そういう仕組みで4分の3になっているのかなと私は読み取ったので、それが正解かどうかを分からんから質問したのに、書いているとおりと言われたって、私は質問のしようがない。だから正確な答弁を求めたわけですよ。

そういえば、総務課長が、今度は交付税が増えると言う。増えはしません。100万円入ってくるのが75万円しか国は見てくれんがやったら25万円は町の損失になるわけですよ。だからこの根拠は何かと聞いたのに、分かりませんでは困ります。私が困ります。だから、上程するときにはしっかりと、こんな質問が田邊哲夫から来るかもしれんと想定して提案してほしい。分かりませんでは私は理解しません。時間をとらせて申し訳ないけれども、そんな答弁の仕方はない。

以上です。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

午後 3 時11分 休憩

午後 3 時25分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君の質問に対して、執行部の答弁をお願いします。

総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 長引きまして、誠に申し訳ありません。確認しておりましたのは、4分の3の数字が、この制度で新たにできた4分の3なのか、いわゆる地方交付税制度における基準財政収入額の4分の3なのかを確認しました。

今回の4分の3については、基準財政収入額の4分の3しか算入されないという、交付税制度の4分の3です。これは、基準財政収入額に4分の4、全て入れますと、団体の収入に対する努力がありませんので、4分の3だけ算入して、4分の1についてはその分は補填されないとなります。自己努力となると思います。

ですので、基準財政需要額から収入額を差し引いた額、つまり、普通交付税については、補填措置としては増えるわけでありますけど、全体としては、先ほど申し上げましたように、4分の3しか算入されませんので、減るという考えです。4分の3の取扱いにちょっと戸惑って遅くなりましたことをおわび申し上げます。全体に、答弁がしっかりして

なかったことについても、おわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今の答弁で分かりました。先ほど大変声高々に叱咤しましたことはおわびしたいと思いますけども、言いたいことは、やはり上程した以上はしっかりと執行部の皆さん、それぞれ、私もそれなりに目は通すがです。また、後日恐らく訂正が出てくる可能性があるわけですが、やはりせめて自分の部署が上程した議案については、しっかりと目通しをし、誤字や脱字もろもろ数字の違いなきように、前から私言ったつもりですが、是非これを機に、町長、残念ですよ。本当に内部でしっかりと検討して議員に提案しているかどうか、疑ってしようがありません。今後は、絶対とは言いませんが、せめてミスや訂正がないように極力お願いをしたいと申し添えて質問を終わります。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 一つ答弁が抜かっておりました。

交付税算入については、令和4年度に課税分の概要を調書に記載するわけですので、令和4年度の普通交付税に算入されるものです。

改めて、答弁の十分でなかった点については、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 私もちっと文言で分からない点がありますので、三点ほど伺います。

条件の内容で対象となる業種、製造業、農林水産物等販売業、旅館業のほかに、情報サービス業等とありますけれども、これはどういった、最近の新しい情報サービスの提供をしているというような会社であるとかそういった事業所かなと思いますけれども、具体的にどういった業種がこれに当てはまるのかが一点。それからその次の対象者、令和3年4月1日以降に、その後、産業振興促進区域内とありますけれども、これは四万十町全体に当てはまるのか、あるいは指定区域はどこであるのか分かりませんので、この点をお示しください。

もう一点。その対象業種及び要件、この表の中で、先ほど言った情報サービス業等、または農林水産物等販売業の二つの業種については、資本金が、上の場合も、法人の場合は

資本金が5,000万円以下であるとか、3種類に分けておりますけれども、情報サービス業等と農林水産物等販売業がもし法人であった場合は、これは上の製造業または旅館業同等の扱いになるのかどうか、そこらあたりが分かりませんので、この三点をお示し願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） まず、情報サービス業等に入る職業ですけれども、インターネット付随サービス業、通信販売業、情報サービス業などが、これに当てはまります。

続いて、どういう地域かという、町内全域になろうかと思います。

三点目のご質問ですけれども、農林水産物等販売業、情報サービス業については、資本金に限らず、500万円以上が対象になるという形になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 最初の二点、情報サービス業等の内容については分かりましたし、区域も四万十町全般、全域ということですけども。三点目の資本金の場合で、この二つのサービス業等と物販販売業、これも資本金が500万円以上の場合という答弁だったんですが、ちょっとそこらあたりが分かりませんので、もう一度、二つの下段の資本金、これは法人の場合であつたら500万円以上ということでしょうかね。もしそういう規定があるんだつたら初めから書いておいてくれたら、質問する必要もないかなと思うんですけど、この点についてお願いします。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 農林水産物等販売業と、情報サービス業については、資本金に限らず、投資額500万円以上が対象となります。この業種については、500万円を超えたら対象になってくると。資本金には関係なしとなります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第105号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第105号四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例についてを採決します。

議案第105号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

これより議案第106号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第106号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第106号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第107号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第107号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第107号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第108号について質問します。議案説明資料20ページをご覧ください。

ようやく、経済的負担の応益部分について軽減しようとなりました。新しい対象者は世帯の未就学児です。本町は、対象者数が約100人おられるようですね。それで、お聞きするのは、未就学児に関わる均等割額について、法定軽減後の5割を公費により軽減しよう。その割合は、国が2分の1負担しましょう、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということです。保険税額が約170万円かかりますよ。それで、本町としては、その負担額は約25万円になりますという内容ですね。

私、聞きたいのはその上の市町村が4分の1、町の負担分は約25万円、しかし、全体では170万円、保険税を公費で見なきゃならん。本町は25万円で済むとなると、その上の4分の1という数字は、170万円の4分の1ではないかと。これをどう見るか、考えていましたけれども、よく分かりませんので、その点と。先ほど議案第105号で言ったように、国がこう決めたんですね。町は25万円負担が増えてくる読み方でいいと思うんですが、この点については、国が自治体に負担を求めますので、交付税で措置しましょうとか、そういうのはあってもいいのではないかなと。それはどうなのかというのが、私の疑問点ですのでお答えを願いたい。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 未就学児に対する均等割の軽減についてです。その金額としては、2万2,400円となります。この中で町の負担は4分の1となるんですが、いわゆる軽減なしの方が53人、2割軽減の方が12人、5割軽減の方が14人、7割軽減の方が21人おまして、それぞれの負担率を算定したところ、約25万円ということで資料に書いています。

それと、4分の1についての交付税措置は、市町村で4分の1負担をしていくと理解しているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 質問の仕方がまずいんでしょうか。理解してもらっていません。

言いたいのは、あなた方がお示しした説明資料を見ると、対象保険税額見込みは、これだけ軽減することによって、本町で負担になる金額が170万円ではないかなと私は推測するんです。私が書いたのではありませんので分かりませんから聞くのですが、そのうち、国も、県も見るので、町の負担額は25万円になる予定ですという見方ではないかなと、私はこれを見て思うんです。

じゃあ、余分に町は負担するようになるわけですね。これは自前で見なさいやと。自由財源から見なさいやということですかと。議案第105号をみるように、交付税で何か措置される要素はないんでしょうかという質問です。

それと、市町村が4分の1は負担してくださいよと書いていますね。これは何を4分の1というのか。地方の負担が本町の場合は170万円ですので、その4分の1であれば25万円にはならんのではないかなというのが私の見方ですよ、勝手な。だからそれが合っているのか違っているのか。こうだからこうだという答弁が、あってしかるべきではないかなと。その7割軽減が何人ということも大事ですが、私が聞いたのはその二点です。この25万円は交付税で措置されてくる可能性があるのかないのか。それとこの170万円とは何なのか。4分の1とは、何に対して約4分の1を負担するのかが分かりませんので、お聞きをしています、内容的に分かってもらえたでしょうか。答弁ください。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 私から、町の4分の1の負担分について、財源としてどうなっているかというご質問にお答えします。この軽減分については、現在のところ町の一般

会計からの繰入れとなります。国・県からの財源措置があるという通達はありませんので、町の財源となると理解しております。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。

午後 3 時45分 休憩

午後 4 時05分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君の質問に対する答弁を、執行部お願いします。

税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 均等割額についての法定軽減額、対象金額は170万円になります。そのうち、さらに軽減される金額が100万円相当になりまして、町の負担としては25万円と、いわゆる議案説明資料20ページの黄色い分は100万円ぐらいということで、約100万円と計算しております。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、答弁をいただきましたが、意味が分かりません。私が先ほどから言っているのは、本町で、この法律を改正することによって、均等割額が減ってくるんですね、町の自主財源である保険税が。それが、約170万円負担せないかんと。そのうち、町の負担分は25万円だと。そうしたら、何、100万円という根拠はどっから出てきたわけですか。170万円と書きながら、100万円だから4分の1の25万円という言い方を今しましたね。そしたら、この170万円の根拠はどこから出てきたがですか。

また、100万円は、どういう計算ながですか。何か全然議案説明資料と意味が違った内容になってきましたよ。私が言うのは軽減によって、170万円減収になると。そのうち町の負担分は25万円ですよと、私はこの説明資料を見てそう読み取ったがですよ。そしたら今、いや、実は保険税の減収分が約100万円になるので、4分の1の25万円だという言い方をしました。

この170万円の根拠は、何が170万円。保険税額が、見込みが、何が170万円ですか、じゃあ。損失分じゃないですか。

それがまた、変な答弁するので、170万円が100円万になった。その根拠は何ですか。さらなる意味不明。説明資料があるがゆえに余計分からなくなりました。分かりやすく、なるほどなという答弁じゃないですよ、今のは。数字が変わってきましたよ。間違いですか。間違いなら訂正になりますよ。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 資料の20ページをご覧くださいと思います。こちらの黄色い部分と白い部分が170万円となります。これはいわゆる5割軽減したのが170万円になりまして、これに影響する部分で町の新たに公費による軽減部分が黄色になりまして、その部分が計算しますと約100万円となります。この部分で、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1で、町の負担額は約25万円となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ますます質問するたびに、分からなくなりました。もうこういう状態であれば、恐らく議員の皆様方も分かったという人は少ないだろうと私は思います。できれば、所管の常任委員会でもう少し、しっかりとこの条例案、条例については練るべきではないかなと思うところですが、いかがでしょう。私は理解できません、今の答弁では。その点について、お諮り願えればありがたいですが。

○議長（味元和義君） ただいま12番田邊哲夫君より、この問題なかなか、答弁に理解を求めることが難しいということで、所管でこれについて、後日、しっかり説明をするということにしてはどうかという意見が出ています。

暫時休憩します。

午後4時13分 休憩

午後4時22分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君の質問に対して執行部の答弁を求めます。

政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 十分な説明ができるかどうか分かりませんが、私からご説明したいと思います。

議案説明資料20ページに図があります。黄色の部分と白色の部分が本来軽減されない場合に負担していただくべき税額になろうかと思います。これが170万円となります。

このうちの町負担分25万円となっておりますけれども、今、申し上げた170万円のうちの黄色の部分が約100万円に当たるわけです。今数字で申し上げても多分分かりにくいと思いますが、実際に言いますと、先ほど税務課長から申し上げたように、それぞれの軽減割合によって、対象となる人数が違います。人数が違いますし、さらにこれ法定軽減後

の5割を公費負担するとなっておりますので、この水色の部分、例えば7割軽減した残りの3割、このうちの2分の1の方がこの方だったら1.5割となったり、あるいは軽減がない方については、それぞれ、100%のうちの2分の1で5割になってきたりとか、それぞれ人によって割合が違ってまいります。これの積み上げで100人の積み上げをすると、実質、実際の額は25万円程度になります。

結局、それぞれ人によって軽減の割合が違うということで、単純な割合、4分の1とはならないとご理解いただけるかと思えますけれども、さらに言うたら公費負担の残りの2分の1となりますので、その積み上げを100人分していくと、この25万円になるという計算にはなります。それぞれ1人ずつの計算がありますので、実費で見込んだときの25万円とご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6番武田秀義君。

○6番（武田秀義君） 今、政策監から説明がありましたけども、そしたらその下の図にありますけど、7割減、5割減、2割減、軽減なし、その半分の額ですから、右に半分の金額がありますけども、それを全部計算したら大体28万円ぐらいになるんで、28万円が約25万円の「約」の部分という考え方ですか。

○議長（味元和義君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） 先ほどのお話ですけれども、一人一人の積み上げで概算として約25万円としておりますが、先ほど武田議員が申し上げられたとおりと聞いております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 先ほど、軽減分の財源措置で質問がありまして、答えしましたけれども、改めて説明します。

先ほど措置がないと答えましたが、法定軽減分については、通常、普通交付税の算定対象となっております。

ただし、今回の軽減分については、まだ国から示されたものがないので、正直言いますとまだ不明であるということです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

副町長、答弁はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、それぞれ答弁いただき、また、武田議員からの質疑にも答弁があったわけですが、私は、動議を提案したいと思います。

それでは、取扱いよろしくをお願いします。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。

午後 4 時27分 休憩

午後 4 時28分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君、動議の内容を説明願います。

○12番（田邊哲夫君） ただいま議題となっています議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑しましたし、答弁もいただきましたが、ほかの同僚議員の中にもまだ十分理解に苦しむという声もあり、武田議員の質問の答弁についても、大変おかしい答弁も出てきた。この問題については、常任委員会に付託し、十分審議の上、理解をしたいという思いですので、是非この議案については常任委員会に付託をお願いしたいという動議です。

○議長（味元和義君） 暫時休憩をします。 4 時40分まで休憩をします。

午後 4 時29分 休憩

午後 4 時41分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

先ほど12番田邊哲夫君から、議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員会付託を行い審査するべきとの動議が出されました。

お諮りします。

12番田邊哲夫君から出された動議について賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 本動議は所定の賛成者がありますので成立します。

お諮りします。

ただいま12番田邊哲夫君から提出のありました、議案第108号について委員会付託等による審議を求める動議を発議第1号として、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号議案第108号について委員会付託等による審議を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第1、発議第1号議案第108号について委員会付託等による審議を求める動議についてを議題とします。

この議案については、質疑・討論を省略し採決を行います。

これより発議第1号議案第108号について委員会付託等による審議を求める動議についてを採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。この動議は可決されました。

ただいまから暫時休憩します。

午後4時42分 休憩

午後5時07分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっている、議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員会に付託することと決定しました。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第108号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、審査を次の定例会までとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第109号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 一点だけ確認したいと思います。議案第109号は三島キャンプ場等々と交流センターですか。内容については施設の使用料となっておりますけれども、サウナが全体の趣旨の中で書かれておりますので、このサウナの設置に伴うことで一点だけ聞いて構いませんか。

ヒノキでつくったサウナ、非常に人気があって、好調なように伺っておりますが、サウナを設置した場合の安全性と、もう一つには、あってはならんけれども、もし何かの事故があった場合、その責任はどこになるのか。恐らく町になるのではないかと思うわけですが、その責任はどこが持つ仕組みになっておるのか。この二点をお伺いします。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 安全性についてですが、サウナの設置に当たっては様々な法律が関係をしてまいります。

まず、真っ先に確認すべき法律として、公衆浴場法であったり、旅館業法があるんですが、そういったものは一定クリアをしつつ、今回の施工に臨んでいます。そういった中で、当然設置に当たっては、しっかり施工業者とも安全面を考慮しながら協議を重ねて実施しますので、安全なものであると認識はしています。

そして、もし事故があった場合ということですが、例えば、構造上の問題となりましたら、当然、施工業者であったり、町の責任となってこようかと思いますが、逆に利用上起きた事故等であれば、特にレンタルのサウナ、三島キャンプ場に設置するようになりますが、そういったものについては、利用者の責任であったり、指定管理者の責任になるケースもあろうかと思います。いずれにせよ、責任の所在を明らかにした上での判断となるのではないかと考えています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 一点お伺いします。こちらのライダーズイン四万十の1人1回

1,000円ですけど、このサウナにおける1回というのをどこまでのことをおっしゃられているか、お伺いしたいです。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 1回というのは、1泊当たりです。もしかしたら1泊したときに1回だけじゃなくて2回、3回入る場合もあるかもしれません。1泊当たりの利用料金と考えております。

通常、ホテルなどに設置されているサウナに入って別途料金を払うかというのと、そういったケースは少ないわけで、その辺若干気になったところですが、しかし、この規模の施設でサウナを設置して管理運営していくということであれば、多少やっぱり利用料も必要であるということで、指定管理者とも協議して、今回1,000円と設定しています。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） ということは、宿泊者に限って利用することができるということでしょうか。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 今回のライダーズインに設置するサウナ、三島キャンプ場についてもですけど、基本的に宿泊者限定となっております。といいますのも、先ほど公衆浴場法と旅館業法の話をしました。宿泊者以外にも、サウナを利用していただく上では、この二つの法律をクリアする必要があります。一方、宿泊者限定にすれば、旅館業法の変更届という、比較的簡易な手続で利用可能でして、今回はそういった対応をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第109号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第109号四万十町昭和ふるさと交流センター等条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第110号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第110号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第110号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、陳情第3－7号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とし

ます。

この陳情議案については、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から、陳情案件第３－７号の審査について報告します。

令和３年12月15日。四万十町議会議長味元和義様。教育民生常任委員長古谷幹夫。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第３－７号。付託年月日、令和３年12月８日。件名、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査の結果、採択です。

付記として、意見書があります。

１ページめくっていただきまして、審査経過の報告を報告します。

審査日、令和３年12月９日。

陳情第３－７号。付託日、令和３年12月８日です。件名、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書。説明者、林生涯学習課長、佐竹生涯学習課副課長でした。

審査経過ですけれども、林生涯学習課長より、幼稚園と保育所の基準の比較、職員配置、施設設備等の資料に基づき、当地域の現状につき説明を受け、若干の質疑応答を実施しました。

その後、委員長が陳情の全文を読み上げてから審査を行いました。

結果として、全員一致で陳情第３－７号を採択することに決定。

その理由としては、①本町においては当面、職員配置・面積基準をクリアしているが、近年ゼロ歳児から１、２歳児保育の需要が増加傾向にあり、中長期的には保育士の恒常的な不足状況が懸念される。②中長期的な観点から保育環境の改善、職員の処遇改善を求める本陳情は採択に値するものである。

委員からの意見として、四点挙げております。

本町では現状いずれの基準もクリアしているが、中長期的な視点及び全国的な問題として捉えたときには本陳情の趣旨は理解できる。子どもと密に関わる現場での不安は相当なものだ。最低基準と保育士の処遇改善の要望には賛同できる。国に対する基本的な改善の要望はすべきである。本町の現状とは幾分温度差があるが、保育士の不足状況等を考慮し、国への改善を求める要望には賛同する。

審査結果、採択、全員一致。

以上です。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第３－７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第３－７号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。陳情第３－７号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、陳情第３－７号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後５時21分 散会